

福山大学

人間文化学部紀要

*Journal of the
Faculty of
Human Cultures and
Sciences of
Fukuyama University*

2020/3

vol.20

目次

[論文]

「資源」としての地域の可能性—コミュニケーションと地域社会の相互作用—	脇忠幸・高永茂・谷口直隆	1
大学生の援助要請行動に関わる要因の検討 —被援助志向性, ストレスコーピング, セルフエフィカシーと不安の関連—	日下部典子	16
大学生によるサイバー防犯ボランティア活動の現状と課題	皿谷陽子・大杉朱美・平伸二	22
顔写真を用いた探索型隠匿情報検査によるテロ実行犯の検出——事象関連電位による検討——	平伸二・岡崎麻依	34
心理療法における基礎的なコミュニケーション技法：感情に触れる	山崎理央	43
井伏文学揺籃期に見る竹久夢二の影響—中学時代の詩画集における少女的世界を中心に—	青木（秋枝）美保	(1)

Contents

[Articles]

- A Possibility of Region/Community as a Resource: Interaction between Community and Communication
Tadayuki WAKI, Shigeru TAKANAGA, and Naotaka TANIGUCHI 1
- The Relationship among Help-seeking Preference, Stress, and Anxiety of University Students
Noriko KUSAKABE 16
- Current Status and Issues of Cybercrime Prevention Activities by Volunteer University Students
Yoko SARAGAI, Akemi OSUGI, and Shinji HIRA 22
- Detection of Terrorist Perpetrators Using the Searching–Concealed Information Test with Facial Photographs:
An Event-related Potential Study
Shinji HIRA, and Mai OKAZAKI 34
- Basic Communication Techniques in Psychological Support: Touching Emotions
Rio YAMASAKI 43
- Masuji Ibuse's Literary Incunabula Affected at Yumeji Takehisa
—The Girl-like World in the Collection of Poetries with Illustrations "Hurueru ki no ha"—
Miho Aoki(Akieda) (1)

「資源」としての地域の可能性 —コミュニケーションと地域社会の相互作用—

脇 忠幸¹・高永 茂²・谷口 直隆³

(¹人間文化学科 ²広島大学大学院文学研究科 ³広島修道大学人文学部)

グローバル化が喧伝されるようになって久しいが、地理的な隔たりは今なお大きな意味を持ち続けている。本稿の目的は、「資源」という観点から「地域」とコミュニケーションの相互作用過程に考察を加え、その一端を明らかにすることにある。その方法は論者（3名）によって異なり、複数のアプローチを採ることで多角的な分析を行った。結果として、相互作用過程に関する多様な論点（「希望」「絶望」の共生／ナラティブによる変容可能性／教育の場における「評価」など）とそれらが孕む問題点が明らかになった。

【キーワード 地域社会 医療 コミュニケーション教育 国語教育】

1. はじめに

世界中の人・モノが常時接続可能になった今なお、人々にとって地理的な隔たりは大きな意味を持ち続けている。たとえば教育格差に見られるように、地理的な差異はいまだ文化資本としての機能を有している（松岡 2019）。また、そうした現状認識や様々な施策、それらに関する言説が、中央からのまなざし＝イメージの影響下にあることも注意が必要だろう。阿部（2018）は、こうしたまなざし＝イメージを「おしつけ地方論」として警鐘を鳴らしている。考えてみれば、「大都市の人々がつくる地方に関する一方的かつ支配的な表象」（阿部 2018）が生成され押しつけられるのは、今に始まったことではない。たとえば、河西（2001,2007）は「遅れた東北」というイメージが近代以降どのようにして形成されたのか、新聞などの資料を丹念に追うことで明らかにしている。一方で、イメージとしての〈地方〉を逆手にとって観光資源に用いる（ときには資源として創出する）こともある（橋本 2011, 中井 2017, 湯川 2017）。

このように、地理的な隔たりは否定的にも肯定的にも捉えることができるだろう。いずれの評価を下すにしても、そこに私たち地方在住者の在るべき姿が見出せるのではないだろうか。中央から遠く離れた場所で、私たちは生活者／研究者として何をすべきであり、何ができるのだろうか。

本稿の契機となったのは、こうした問題意識のもとで開催されたシンポジウムである。第 22 回日本コミュニケーション学会中国四国支部大会（於福山大学：2019 年 11 月 23 日）では、「「資源」としての地域の可能性—コミュニケーションと地域社会の相互作用—」と題したシンポジウムが実施され、3 名の報告者が登壇した。本稿の執筆者 3 名はそのときの報告者である。

本稿の目的は、このシンポジウムの趣旨を引き継ぎつつ、次の 2 点に考察をくわえることである。

- 1) 「地域」「地域社会」が、どのような資源として、何のために、どのように用いられているのか。
- 2) 「地域」「地域社会」（マクロレベル）とコミュニケーション（ミクロレベル）がどのような／どのように影響を与えあっているのか。

すなわち本稿では、三者の視点から、「コミュニケーションにおける「地域」「地域社会」と「「地域」「地域社会」におけるコミュニケーション」の相互作用に考察を加え、その内実の一端を明らかにする。

2. 方法

まず、シンポジウム時の議論を背景としながら、改めて三者それぞれの視点から論述する。本稿の性質上、共通の問題意識と目的を持ちながらも、具体的な分析対象や方法は各論において異なる。それら異なるアプローチをト

ライアンギュレーションのように配置したのち、「総合考察」として各論を整理し総括することで三者の議論に横系を通す。

こうした一連の議論と作業は、シンポジウム時と本稿執筆時に継続的に行われたものである。すなわち、本稿は三者間における相互作用の産物とすることができるだろう。

3. 各論

3.1. 物語の「資源」としての地域（脇）

3.1.1. 本節における問題意識と目的

ここでは地域医療をめぐる言説に注目することで、コミュニケーションと「地域」「地域社会」の相互作用について考察をくわえる。

近年、医療者教育において、地域包括ケアシステムやそれに基づく多職種連携が重要視されている。しかし、そこで想定されている「地域医療」とはいかなるものであろうか。地理学や社会学といった領域ですでに指摘されているように、「地域」「地域社会」には、“純朴”な成員による“昔ながら”の共同体（地縁）、というステレオタイプがつかまとう（中井 2017, 湯川 2017）。そうした「希望」の語りの方である一方で、「地域」「地域社会」は“衰退”“限界”“消滅”といった「絶望」が語られる場でもある（増田 2014）。

本節の背景にある問題意識は、こうした語りに対して、支配的な言説がもたらす画一的なイメージ（e.g. 地域医療＝前近代的な〈田舎〉での実践）がどのようにして紛れ込んでいるか、というものである。もう少し議論の焦点を絞り込むならば、「地域医療」に関する言説/語りは、どのような言説的資源を、どのように用いることで構成されているのか、ということになるだろう。

本節では、個人の語り（narrative）と言説（discourse）という図式（ミクロ-マクロ）を前提として、新聞記事を対象とした言説分析を試みる。その際あまり表立って触れられないが、Said (1978) が分析の補助線となっている。というのも、本節での問題意識と Said の議論に親和性があるからである。よく知られていることだが、Said は主にヨーロッパから見た“東洋”＝“中近東”（この名称がすでにオリエンタリズムによるものだろう）に関する言説を取りあげて「オリエンタリズム」を分析している。彼が指摘するように「オリエンタ」という地域やそれに向けられるまなざしが言説の産物なのであれば、同一の社会（＝日本）の成員から見た「地域社会」にオリエンタリズム的なまなざしを見出すことは、決して無理な論理ではないだろう。

今回は、「地域」「地域社会」をめぐる言説としての新聞記事を分析する。より具体的に言えば、新聞記事における「地域医療」言説を分析することで、次の2点に考察をくわえる。

- 1) 「地域医療」言説において、「地域」はどのようなイメージ/概念と結びついているのか。すなわち、どのような資源として消費されるのか。
- 2) 言説から見てとれる「地域医療」像の通時的な変化とはどのようなものか。

3.1.2. 本節における分析対象と方法

分析対象には、『朝日新聞』（聞蔵IIビジュアル）の記事を用いる。検索機能を利用して、「地域医療」というキーワードでピックアップされたものを対象とした。ただ、すべての記事を対象にすると膨大なデータ量になるため、10年間で3時点（それぞれ1年分）の記事データに絞った。3時点のデータを用意したのは、通時的な変化を確認するためである。その結果、約200～650件の記事データがピックアップされたが、分析するにはなおデータ量として多い。そこで、この検索結果のうち日付の早いものから30件ずつ（計90件）を分析対象とした。

利用データベース：『朝日新聞』（聞蔵IIビジュアル）の記事
検索ワード：「地域医療」

検索期間：1年間×10年間隔で3時点

- ・1997年1月～1998年1月・・・233件
- ・2007年1月～2008年1月・・・657件
- ・2017年1月～2018年1月・・・391件

分析対象：上記検索記事のうち、日付の早いものから30件ずつ。計90件。

ただし、今回の目的には適さないと判断した記事については分析対象から外した。たとえば、組織名などの固有名詞やコメントを寄せた人物の肩書きのみにヒットした場合、あるいは新刊紹介やイベントガイドなどの記事は、分析の対象外とした。

分析対象から除外

- ・固有名詞（組織名など）・肩書き・問い合わせ先のみヒット
地域医療機能推進機構／兵庫医科大学病院地域医療・総合相談センター／県地域医療課／地域医療研修室／福山市民病院地域医療連携室など
- ・そのほか、分析対象としてふさわしくないと判断したもの
署名／ルビ／新刊紹介／イベントガイド／予算案／海外の地域医療に関する記事／地域医療等振興自治宝くじ当選番号／県人事など

こうして抽出されたデータ（30件×3年分=90件）を、テキストマイニングによって分析する。すなわち、KH Coder (ver.3.Alpha.16) を用いて①頻出語（上位10語）と②特徴語（文単位）を明らかにしたうえで、考察を加える。

3.1.3. 分析と考察

まずは、記事における頻出語について分析と考察を加える。各年の頻出語（上位10語）は以下の通りである。

頻出語（上位10語）

- 1997-1998：「医療」「病院」「地域」「診療」「医師」「患者」「保健」「医院」「保健所」「話す」
2007-2008：「医師」「医療」「病院」「地域」「診療」「不足」「県」「研修」「患者」「県内」
2017-2018：「医療」「地域」「病院」「医師」「県」「医学部」「研修」「診療」「必要」「構想」

いずれの年も「医療」「地域」「病院」「医師」といった言葉と、それらに関連する言葉が上位を占めている。地域医療に関する記事を取りあげれば、このような結果になるのは当然と言えるだろう。この結果だけでは、特段指摘できることはなさそうである。一方で、「話す」（1997-1998）、「不足」（2007-2008）、「構想」（2017-2018）といった、各年に特徴的な言葉（特徴語）の存在が示唆された。10年間隔・3時点のデータを対象としたことで、それらの差異の追究が可能になったということだろう。

では、各年の特徴語とはどのようなものであろうか。3時点のデータを比較すると以下のような結果となった。

表 1.3 時点間の特徴語

朝日 1997-1998		朝日 2007-2008		朝日 2017-2018	
病院	.133	医師	.171	医療	.165
診療	.095	病院	.142	地域	.120
患者	.065	診療	.074	医師	.112
医院	.042	不足	.059	医学部	.051
保健	.038	県	.052	県	.051
話す	.037	研修	.041	研修	.047
保健所	.034	県内	.038	必要	.046
開業医	.032	制度	.032	構想	.042
高齢	.031	自治体	.030	市長	.041
連携	.030	高齢	.029	昨年	.037

表 1 を見てみると、【1997-1998】では「保健（所）」「連携」が挙げられているが、【2007-2008】【2017-2018】において「不足」「県（自治体）」「医学部」「構想」が挙げられていることがわかる。これは、この約 20 年間での「地域医療」の変化を示しているものと考えられる。すなわち、医療機関の「連携」から、自治体を中心とした「構想」への変化である。もちろん現在でも、医療機関の連携については“多職種連携”という言葉によってその重要性が喧伝されている。そこに地域包括ケアシステムのような「構想」が厚労省によって示され、それに呼応して自治体の実施へと歩を進めるといった構図（認識）が見てとれる。こうした言説は、地域医療が国や自治体の主導によって整備されるという肯定的な認識＝像を生み出すのかもしれない。しかし、同時にそれは、医療機関の努力だけではままならなくなったという否定的な認識＝像も孕んでいる。

「地域医療」像の否定的な側面を象徴的に表すのが、【2007-2008】に挙げられている「不足」である。これは多くの場合、医師不足を指しており（看護師不足を伝える記事もある）、2007 年前後から“医師不足”言説が顕在化したことが示唆される。

（略）04 年 4 月、これまで努力義務だった医師資格の取得後 2 年間の臨床研修が必修化された。全国の病院から研修先を選べるようになると、出身の大学病院で研修を受ける研修医は減っていった。

必修化前は、医局人事で、敬遠されがちなへき地の病院にも医師が派遣されていた。しかし、研修医が残らなくなり、医局が人手不足になると、大学病院が地域の関連病院から医師を引き上げる動きが各地で相次ぐようになった。（略）

「このままでは小児科が続けられなくなる」

飛騨市民病院（飛騨市神岡町）の黒木嘉人院長は頭を抱える。やはり医局が人手不足の富山大学から、今でも 1 人しかいない小児科医の派遣が打ち切れそうだからだ。20 年以上、産科医がいなくて市内でお産ができない状況に加えて、小児科医も古川町の開業医 1 人だけになってしまう。

市は医師不足を解消しようと、地元独自で医大生への奨学金制度の新設を検討している。市内の病院で勤務してくれれば、償還金の一部を免除する。近隣の自治体にも、同様の奨学金の新設を呼びかけるつもりだ。

（2007 年 1 月 1 日、朝刊、岐阜全県・1 地方）

このような“医師不足”言説の顕在化が 2007 年前後に起きたとする仮説を立てるには、なぜそのタイミングだったのかという問いにも回答を用意しなくてはならない。おそらく、この顕在化には、上記記事にもあるように新しい研修医制度の施行（2004 年）が影響していると考えられる。こうして 2004 年から 2007 年あたりに“医師不足”言説がより多く生み出されることで、議題設定効果（agenda setting）がもたらされたことは想像に難くない。マス・メ

ディア上の言説 (=マクロ) によって「地域医療」の認識=像が構築・提示され、それを(無意識的に)受容したコミュニケーション (=ミクロ) が交わされる。それを通して、「地域医療」の認識=像が維持され、さらなる言説とコミュニケーションへと接続していくのである。

興味深いのは、肯定的な文脈に否定的な意味が内包されている点である。上記記事にも見られるように、地方自治体などが「医師不足を解消しよう」と何らかの手立てを打つ旨がしばしば語られる。しかし、未来に向けた「解消」が可能になるのは、その時点で「不足」があるがゆえである。つまり、「解消」という未来=希望が語られれば語られるほど、“医師不足”という現在=絶望は再帰的に強化されてしまう。

このとき、「地域」は物語の資源として用いられていると言えるだろう。大別するならばそれは希望と絶望の物語であり、現代の「地域」「地域医療」にはこの矛盾する2つの物語が奇妙に共生していると考えられる。

議論が少し勇み足になったかもしれない。改めてデータに目を向けてみよう。

前掲の表1には、3時点で重複する語がいくつかある。本来、特徴語ということであれば各年の結果に重複は見られないはずである。しかし、3時点のデータをソフト上で同時に分析したことによって、重複が生まれてしまったと考えられる。

そこで、今度は各2時点間で比較し各年の特徴をより明確にする。

表 2.2 時点間の特徴語 (97-98/07-08)

朝日 1997-1998		朝日 2007-2008	
医療	.159	医師	.189
診療	.098	病院	.157
患者	.068	地域	.136
医院	.042	不足	.060
保健	.038	県	.054
話す	.038	研修	.043
保健所	.034	県内	.039
開業医	.032	必要	.033
高齢	.032	制度	.032
連携	.030	自治体	.030

表 3.2 時点間の特徴語 (07-08/17-18)

朝日 2007-2008		朝日 2017-2018	
医師	.185	医療	.197
病院	.163	地域	.139
診療	.081	県	.053
不足	.059	医学部	.052
患者	.042	必要	.048
県内	.039	研修	.047
制度	.032	構想	.042
自治体	.030	市長	.041
高齢	.029	住民	.038
団塊	.029	昨年	.038

表 4.2 時点間の特徴語 (97-98/17-18)

朝日 1997-1998		朝日 2017-2018	
病院	.156	医療	.198
診療	.103	地域	.142
患者	.068	医師	.140
医院	.042	県	.055
保健	.038	医学部	.052
話す	.037	研修	.049
保健所	.034	必要	.048
開業医	.032	構想	.042
高齢	.032	市長	.041
連携	.031	昨年	.038

これら3つの表を見ると、“医師不足”言説はやはり(2004年から)2007年頃に顕在化したと推察される。1997

年頃は「病院」「保健所」などの医療機関が「連携」という「地域医療」像が形成されていたが、2004年の新研修医制度によって（という言説によって）、医療機関だけでなく教育機関（「医学部」）や地方自治体も巻き込んだ「構想」が前景化してきたと考えられる。こうした「連携」から「構想」へという重心のシフトに、厚労省による地域包括ケアシステムの推進が決定的な影響を与えていることは言うまでもないだろう。

3.1.4. 本節のまとめ

本節では、3時点にわたる新聞記事（「地域医療」言説）をテキストマイニングによって分析することで、「地域」がどのような資源として、どのように用いられているのか、その一端を明らかにした。先述した目的に沿って以下にまとめる。

- 1) 現代の「地域」「地域医療」は、希望と絶望を物語るための資源となっていると考えられる。この矛盾した2つの物語が「地域」「地域医療」には共生しているのではないか。
- 2) 「地域医療」言説は、全体的に「連携」から「構想」へという変化が見られる。その分水嶺は新研修医制度（2004年）に端を発した“医師不足”言説ではないか。

今回の目的に対してテキストマイニングによる分析がどこまで有効であるかについては、多くの課題が残る。より詳細な分析を進めるには、談話分析など記述的なアプローチと組み合わせることが必要だろう。くわえて、今回のような言説分析に個人の語りを対置することで、さらに深い考察が可能になると考える。また言うまでもなく、新聞記事以外にも分析対象とすべきものはある。再び Said の議論を引き合いに出すならば、研究者による研究（論文や著作など）も言説として捉えうるだろう。

地域社会が抱える問題について考えるとき、当然のことながらまずは現状（何が／なぜ／どのように問題なのか）を把握する必要がある。しかし、今回のような視点で考えると、われわれが認識する地域社会の“現状”も言説による像（の一部）に過ぎず、それを超えることができないのかもしれない。その地域に暮らす“当事者”でない人間（たとえば研究者）は、その地域を語ることができるのだろうか。

3.2. 医療の場としての「地域」を育むコミュニケーション（高永）¹

3.2.1. ねらい

本節では、コミュニケーションを通じて地域医療が変わること、言葉づかいを変えることが個人の生活経験を変えるきっかけになることを、事例をまじえながら論じたい。

3.2.2. 研究の概要

(1) 問題の背景

「地域医療構想策定ガイドライン」にはさまざまな施策が多岐にわたって記載されている。このガイドラインに「(5) 医療従事者の確保・養成」(p.33)という事項がある。ここに掲げられている目標を達成するためには、医療者（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員など）が地域に定着することが必須の条件となる。医師の偏在が問題視されている社会においてこれは容易ではない課題であろう。医療者が地域に根を下ろすときにどのような葛藤があるのか、いかなる経過をたどるのかを知ることは重要なことである。また、急速に進む高齢化に対応するため「地域包括ケアシステム」も構想されている。これらの施策を実現させるには地域社会に定着する医療者を養成する必

¹ 本研究は、科学研究費補助金（基盤 C）研究課題名「ナラティブに基づく言語研究の展開と医療分野への応用」（研究課題番号：17K02731）の調査で得られた資料をもとにその成果の一部を報告するものである。

要がある。そのためには医学教育の段階から、理念や現状、具体的な事例などを学生に提示することが重要となる。

(2) 研究の目標

インタビューで話された語りをナラティブ・アプローチの方法を用いて捉え直し、地域で医療活動を行う過程で医療者にどのような変化が起きたか、医療活動を行う際の心構えや工夫、地域で生活して気づいたことなどを探る。量的調査では明らかにならない、質的調査ならではの詳細で厚みのある記述を行う。

(3) 分析の観点

次の三点に重点を置きながら分析を進める。①インタビューで得られたデータを、細切れの情報の集合としてではなく一連のナラティブ（経験の語り）と位置づける、②医療者を地域で生活するひとりの人間として捉え、「生活者としての医療者」の姿を描き出す、③生活者の生の声をもとに、地域医療の現状と課題・問題点を抽出する。

3.2.3. 分析対象

9月6日（金）13:00～17:30に岡山県新見市哲西町（てっせいちょう）においてインタビューを実施した。対象者は、哲西町診療所の佐藤勝医師とNPOきらめき広場事務局担当理事の深井正氏である。このインタビュー調査は継続中であるので、まだ内容を報告することができない。今回は、すでに公表されている諸資料を対象として考察を行う。

3.2.4. 調査地の状況

哲西町診療所のホームページ（URL:<https://www.tesseishinryo.com/>、2019年11月20日閲覧）にある情報を参考にして整理する。哲西町は岡山県西北端にあり、人口2,550人、高齢化率42%である。平成3年から7年にかけて総合福祉施設（特別養護老人ホーム、ショートステイ、ケアハウス、高齢者生活福祉センター、在宅介護支援センター、ホームヘルプステーション、デイサービスセンター、老人憩いの家、ビリヤード場、グランドゴルフ場）を新設し、在宅福祉と施設福祉が一元的に整備された。平成13年（2001年）に、保健医療福祉のほか行政、教育、文化など各種機関を一箇所に集約した全国でも全く新しいタイプの複合施設「きらめき広場・哲西」〔役場本庁（平成17年3月31日～合併により新見市役所哲西支局）、診療所、歯科診療所、保健福祉センター、生涯学習センター、図書館、文化ホール〕を建設した。

佐藤（2004）によると、「保健、医療、福祉の連携強化を最重点項目にした総合センター構想が立った矢先、町内の内科医院・歯科医院が閉鎖され、無医町に転落したのですが、町長は健康は財産だと言って、すごい総合施設をつくったんです。僕は建つ六ヶ月前から設計にかかわり、『CT（X線透過型コンピュータ断層撮影法）なんかはペイしないから、やめたほうがいいんじゃないか』と言ったけれども、町長は『道路は何億円もかかるのに、たった数千万じゃないか』と言って入れた。そういう町長です。』という経緯もあったようだ。

また、哲西町診療所をはじめ中国地方の5つの医療機関が連携して、「地域医療医・総合医養成プログラム」を実施している。このプログラムは「実践型研修」（見学型研修ではなく）を目指している。「へき地医療のしくみと地域包括医療（ケア）」に特色がある。

3.2.5. 地域における医療の課題と取り組み

(1) 地域と医学教育

哲西町診療所では、「地域医療医・総合医養成プログラム」に参加して研修医を受け入れている²。実習後にアンケートを行うと、地域包括医療は大切だ、将来は地域で働きたいという回答も少なくないという³。研修医を受け入れる側である佐藤医師の思いは、「なるべく早く地域医療に触れさせ、早くロールモデルに会わせ、彼らの思いを

² 哲西町診療所では看護学生の研修も行われていることを付記する。

³ 佐藤（2004）の記述による。

具現化してあげたい。いつでも何でも断らず診るといふ地域医療マインドのようなものが全ての医者に必要だと思ふ」⁴というものである。地域という環境の中で患者やロールモデルとなるような医療者と出会う機会をつくって、医学生や研修医に意識変革のきっかけを与えようとしていると見ることもできるだろう。

佐藤医師の努力も見逃せない。その日に受診した患者のカルテをすべて診る、研修医が直接診察した患者のカルテは一字一句しっかり確認する、という地道な努力の積み重ねによって研修の質が向上している。適切なフィードバックをタイミングよく返しながらか相互のやり取りの循環を形成することは、コミュニケーションの基本であると言えよう。

(2) 行政と医療

本節でまず指摘したいのは、3.2.4.で述べたように、医療福祉センターや教育行政の機関も同一施設内に隣接して設置されている点である。この物理的な配置は、コミュニケーションの繋がりにも反映されている。実際に診療所の運営や医療活動を行うにあたって、行政からの協力が得られやすいようである。佐藤（2004）によると、「町長と毎日顔を合わせますし、図書館に子どもと一緒に来る親と保健師のかかわりができ、健康意識の低い層へのアプローチもしやすくなりました」という状況が生まれた。空間配置がコミュニケーションにとって重要な要素であることがわかる。

また 3.2.4.で取り上げたエピソードからも分かるように、当初から行政は当時の町長が先頭に立って地域医療に積極的に取り組む姿勢を見せていた。このことも哲西町診療所の活動にとってプラスに働いている。

(3) 地域医療とキャリア

佐藤（2019）では、学会などでもキャリアイコール専門医と考えられている傾向があつて地域に行っているとキャリアが遅れるといった発言もある、という指摘がなされている。筆者（高永）も同様のコメントを、島根県における調査で聞いている。このような発言に対して、佐藤（2019）は、地域に一人で赴任している間は例えば内科専門医としては空白期間かもしれないけれども、自分が全ての責任を背負いながらその医療をやっているわけで自己達成感が強くなるし、自己効力感も上がり、自信もつくと述べている。どこで誰と出会うかがコミュニケーションの質に影響を与え、ひいては個人個人の経験が異なるものになっていく。地域で医療者としての経験を積むことは決して回り道ではない。

3.2.6. コミュニケーションの変化と効果

コミュニケーションには相互作用性という特徴がある。佐藤医師の島根県隠岐郡都万村（現在は隠岐の島町）^{つまむら}での経験はその一つの事例となるだろう。

寝たきりの人数十人と一緒に風呂に入って片方の動く手で前の人の背中を流したら、「ありがとう」と言われた。「私はいままで家を引っ張ってきた家長だった。ボランティア活動をする地域の長だった」という人がお嫁さんに介護され、家のお荷物だったのが、「ありがとう」と言われ、社会のため、人のため、世のためになっていると感じたんですね。人間は健康を損なったときに何が大事かという、よく「生きがい」と言われるんですけど、それはたぶん「役割」だと思ふんですよ。「ありがとう」と言われる役割。

5

ここに描かれている患者は区長を務めた経験のある人である。ある時期まで外出を勧められても断っていた。

⁴ 佐藤（2019）の記述による。

⁵ 佐藤（2004）の記述による。

健康を害している姿で外に出て、いたわられるのが嫌だったのではないかと佐藤医師は推測する⁶。この人の意識が、寝たきりの人の背中を洗ったときかけられた一言で変化していった。その一言が「ありがとう」という言葉である。「ありがとう」の一言によって、あらためて「社会のため、人のため、世のためになっている」と実感できるようになったのである。相手への行為に対して返ってきた言葉によって、自分の「役割」を再認識して前向きになることができたのである。このような経験をしながら、佐藤医師は都万村の診療所において看護師や事務局員を交えて週一回の勉強会を開くなど、自身の医療にける思いを共有してもらう機会を増やしていった⁷。

3.2.7. 本節のまとめ

コミュニケーションを通じた関係性の構築（場合によって再構築）によって地域医療の状況が変化することがある。医師がひとりで頑張るのではなく、行政、看護師、保健師さらには住民を巻き込みながら、医療と福祉を中心にした地域作りを展開していくことが重要なであろう。「地域包括ケアシステム」の具現化とはそういうことなのかかもしれない。

3.3. 学校教育におけるコミュニケーション教育と地域—新学習指導要領を視点に（谷口）

3.3.1. 背景・問題意識

平成 29 年告示小学校・中学校学習指導要領及び平成 30 年告示高等学校学習指導要領は平成 27 年 8 月の論点整理⁸の段階から、変化を予測することが困難な社会を生き抜くための資質能力を育てることを目的にした「社会に開かれた教育課程」が重視され、改訂の基本方針として示されている。特に、文部科学省中央教育審議会の答申（平成 28 年 12 月 21 日）では、「社会に開かれた教育課程」としての重要な点として以下の 3 点が挙げられている。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

（文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）平成 28 年 12 月 21 日」、p.17: 下線は引用者による）

本稿の起点となったシンポジウムは「『資源』としての地域の可能性—コミュニケーションと地域社会の相互作用—」をテーマとしているが、中央教育審議会の答申の中には、教育において地域を「資源」として活用することが明確に示されている。

本節では、改定された教育課程において、学校教育はどのように社会、つまり地域とつながり、「社会に開かれた教育課程」を実現する中でどのようなコミュニケーション教育/学習が実現されるのか、その視点や課題の導出を

⁶ 佐藤（2004）の記述による。

⁷ 立木（2000）の記述による。

⁸ 文部科学省教育課程特別部会「論点整理」平成 27 年 8 月 26 日から文部科学省中央教育審議会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」平成 28 年 8 月 26 日、文部科学省中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成 28 年 12 月 21 日、先に示した平成 29 年及び平成 30 年告示の学習指導要領までの行政資料を指している。

試みる。

3.3.2. 学校と地域社会

平成 29 年告示の小学校特に指導要領解説総則編には教育課程編成の原則の一つとして「児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や 特性及び学校や地域の実態を十分考慮すること」が示されている。またその中で「(イ) 地域の実態」として以下のような説明がなされている。

教育基本法第 13 条は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と規定している。また、学校教育法第 43 条は「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該 小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」と規定している。

これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。こうした地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成することが必要である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが重要である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で児童の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

（文部科学省.2017a.『小学校学習指導要領解説 総則編』,p.21）

以上のように、新しい教育課程における「地域」のとらえ方は、本稿「はじめに」に指摘された「都市」の対立項としての「地域」ではなく、「都市」も「都市」という特徴をもった一つの「地域」としてとらえるものである。そもそも学校教育において「地域」は「学校」に対置されることの多い概念であり、この点は、言語学やコミュニケーション論における「地域」概念と異なっていると言える。

そのような「地域」概念を背景に、学校教育においては社会科の学習や生活科、総合的な学習の時間を通して地域で学び、地域を学んできた。その意味では、地域を「資源」としてきた実践の蓄積は膨大なものである。これに加えて、近年では、コミュニティ・スクールをはじめとした、地域住民が学校教育に関わる取り組みが推進されている。

3.3.3. 学習活動としてのコミュニケーションと学習目標・学習内容としてのコミュニケーション

上に示したコミュニティ・スクールなどの取り組みは、地域住民が学校の運営の一端を担い学校の教育課程を承認したり、評価したりする制度として運用されており、今回の改定の基本方針のうちの一つである「カリキュラムマネジメントの推進」の一つの形である。

本節では、今回の改定の基本方針の中から、さらに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進」と「育成を目指す資質・能力の明確化」の視点からコミュニケーションの教育/学習について述べたい。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進については、いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善が求められている。アクティブ・ラーニングは方法論的視点であり、具体的な方法も多岐にわたる。その中で地域連携とともに語られることの多い方法としてPBL（Project Based Learning）が挙げられる。地域連携型のPBLは地域社会の課題を発見し、解決していく中での学びを企図する学習法であり、「地域」と「コミュニケーション」について考える上でわかりやすいパッケージであると言える。しかし、PBLによる教育目標の中心は「問題解決・発見」の能力であり、そこに生起するコミュニケーションが焦点化される報告は管見の限り見当たらない。地域との「つながり」が学習の成果として報告される場合もあるが、そこに至るコミュニケーションの過程やそれによってもたらされた学び（どのような言語コミュニケーションが行われ、コミュニケーション行為の側面においてどのような変容や学びが生じたか）については報告されない。さらに言えば、「地域課題の発見と解決」という「成果報告」に集中してしまい、学び（Learning）の側面での評価が不十分であることも課題としてあげることができる。

ここで、改定の基本方針の「育成を目指す資質・能力の明確化」を併せて考えることの重要性が指摘される。「主体的・対話的で深い学び」、すなわちアクティブ・ラーニングを推進し、活動中心の学習が増えていく一方で、その活動においてどのような「資質・能力」を育成するのかを明確化することが求められている。PBLでは、「育成を目指す資質・能力」は先述したように「問題発見・解決」の能力⁹としてとらえられることが多い。つまり、コミュニケーションの能力は「育成を目指す資質・能力」としてとらえられていないということである。

しかし、前節「医療の場としての「地域」を育むコミュニケーション」でも述べられるように、地域での活動は、参加者のコミュニケーション観やコミュニケーション行為に影響を与え、さらに地域にも影響を与えるものと考えられる。すなわち、コミュニケーションに関わる学びが生起するものと考えられる。

学校教育においてアクティブ・ラーニングが推進される中で具体的なコミュニケーションを視点にした学習活動や学びの評価が課題であるということが出来る。

3.3.4. 「地域」を資源としたコミュニケーション教育/学習を考えるための視点

ここまで「社会に開かれた教育課程」を理念とする新しい教育課程において、「地域」と「コミュニケーション」について、行政資料に示される「地域」のとらえ方やアクティブ・ラーニングの視点から確認・考察を行った。

教育の分野においても「地域」は資源としてとらえられていることが確認できたが、その一方で「コミュニケーション」については、情緒的・総合的なとらえられ方（例えば「つながり」や問題解決の過程など）がなされていることが指摘できる。これは、教育の分野において具体的な「コミュニケーション能力」を示せていないことがその大きな理由であると考えられる。今回の学習指導要領の改訂においては、「学習の基盤となる資質・能力」として「言語能力」も示されており、「国語科を要」とすることが示されているが、国語科においても「コミュニケーション」についての説明はなされていない。しかし、国語科における「知識及び技能」の中には「言葉の特徴や使い方に関する事項」として「言葉の働きに関する事項」が示されており、これまでなかったコミュニケーションの多様な働きを示唆するような記述も見られる。今後はこのような視点をういながら、学習者のコミュニケーション行為やその変容を評価するような視点や枠組みを考察・検討し運用していくことが必要であろう。そうすることに

⁹ 問題発見・解決の力は「総合的な学習の時間」や「特別活動」などの学習において目標とされる能力である。

よって、コミュニティ・スクールや地域連携型のPBLを学習活動として「地域を資源としたコミュニケーションが教育/学習」がデザインできるようになるのではなかろうか。

4. 総合考察

本節では三者の論に横糸を通すことで「コミュニケーションにおける「地域」「地域社会」と「地域」「地域社会」におけるコミュニケーション」の相互作用について、より深い考察を行う。

その端緒として、脇(3.1.)と高永(3.2.)の議論に注目しよう。両者ともに地域医療を分析対象としているが、その方法は異なっている。脇がマス・メディア(新聞)の言説分析を試みたのに対して、高永はフィールドワークに基づくインタビュー調査を実施し、ナラティブ分析によって「生活者としての医療者」を追究している。たしかに方法は異なるものの、両者を対置することで本稿の目的「「地域」「地域社会」(マクロレベル)とコミュニケーション(ミクロレベル)がどのような/どのように影響を与えあっているのか」を記述する足がかりが見えてくる。

たとえば、脇が分析対象としたデータ(新聞記事)には次のようなものもあった。

(略) 県は昨年、将来へき地の拠点病院や診療所で医療に従事する医学生への奨学金制度を整備した。(略)

野村病院も拠点病院の一つ。ただ、医師3年目の二宮医師は「技術や経験を吸収できる時に、長期間、1人きりで過疎地域にとどまれと言われても難しい」と複雑な心境をのぞかせる。

医師の技術習得と地域医療の確保をどう両立するのか。県内のへき地の診療所に勤める医師が技量を伸ばす研修などを希望する場合、拠点病院などから医師を派遣し、留守を預かる支援体制はある。しかし、二宮医師は「そこまで望めない」と続けた。(略) (2007年1月16日、朝刊、愛媛全県・1地方)

類似の記事はほかにも存在しており、こうした言説は「地域医療＝若手医師」という認識(の生成)の一端ではないかと考えられる。ここに高永の3.2.5.(3)を対置すると、マス・メディアでの言説(マクロレベル＝脇の議論)と地域医療の現場での認識・ナラティブ(ミクロレベル＝高永の議論)という構図が浮かび上がってくる。そこから、地域医療に従事すること＝回り道という認識をめぐって、対照的な語りが見出されるのである。両者の議論は異なると同時に補完的であり、「地域」の異なるレベルを示すと同時に、そのあいだでの相互作用を示唆している。

こうした相互作用をとおして形成されるもののひとつに、高永が3.2.5.(1)で指摘した「地域医療マインド」があると考えられる。この「地域医療マインド」をより一般化すれば、近年の医療者教育で注目されているプロフェッショナルリズムと重ね合わせることができだろう。地域医療に携わる者は、医療者として身につけるべき価値観・態度・行動にくわえて、「地域(性)」とどのように向き合うか、換言すればどのようにして「根を下ろす」(3.2.2.(1))のか、その価値観・態度・行動を問われることになる。多くの場合、それはソトの存在がウチへと移動し受容されることを指すだろう。プロフェッショナルリズムの形成はもちろんのこと、ソト(あちら) - ウチ(こちら)の境界が孕む問題を解決するには、教育が重要なポイントとなる。

谷口の議論は、まさにこうした「地域」との結節点作り＝「社会に開かれた教育課程」を省みるものであった。それは同時に、脇と高永の議論の結節点でもあり、コミュニケーション(ミクロ)と地域社会(マクロ)の相互作用「過程」として捉えられる。しかし、3.3.3.での「地域との「つながり」が学習の成果として報告される場合もあるが、そこに至るコミュニケーションの過程やそれによってもたらされた学び(どのような言語コミュニケーションが行われ、コミュニケーション行為の側面においてどのような変容や学びが生じたか)については報告されない」という指摘が象徴するように、コミュニケーションと地域社会の相互作用過程に関する研究は緒に就いたばかりだ。

また、形式的に授業に地域住民を加えることで「成果」としてしまう、という指摘も非常に示唆的である。前述した「根を下ろす」過程にも同様の状況と問題が存在するのではなかろうか。谷口は「学習者のコミュニケーション行為やその変容を評価するような視点や枠組みを考察・検討し運用していくこと」が必要だと説くが、その「視点や枠組み」として、高永が3.2.6.で指摘した「役割」が挙げられるかもしれない。ここで想起されるのは、Goffman

の「役割」概念である。すなわち、社会システム（社会的役割）と相互浸透的な相互行為秩序での「役割」が、「地域」とコミュニケーションの関係を考えるうえで重要な鍵となるのかもしれない。

谷口の指摘でもうひとつ興味深いものがあった。それは3.3.2.での「そもそも学校教育において「地域」は「学校」に対置されることの多い概念であり、この点は、言語学やコミュニケーション論における「地域」概念と異なっていると言える」というものである。この指摘が意味するところは「地域」概念の多様性であろう。非常に重要な論点であるが、本稿においては十分に扱うことができなかつた。論点の提示に留めて、今後の課題としたい。

最後に、さらなる大きな課題として、本稿が前提としてきた認識枠組みを挙げておきたい。広く社会科学では“社会 - (中間集団) - 個人”という構図が採用されてきた。本稿でもこれを一部前提として議論を進めたわけだが、今一度振り返ってみればこの構図はあくまで便宜上の道具立てだったはずである。エスノメソドロジーなどの議論を参考にすれば、「社会」は「個人」を包含すると同時に「個人」間のコミュニケーションによって生成される＝包含されるものであるだろう。「社会」と「個人」が互いに包含し合い、互いに部分と全体であるような関係ならば、“社会 - (中間集団) - 個人”という伝統的な構図はどこかで更新される必要がある。もちろんすぐに代案を提示できるわけではない。今回も、冒頭に触れたように「コミュニケーションにおける「地域」「地域社会」「地域」「地域社会」におけるコミュニケーション」というごく簡単なイメージの提示しかできなかった。しかし、「地域」とコミュニケーションの相互作用過程を考えるうえで、どのような「社会」「個人」を想定するのかは大きな課題であり続けるだろう。

5. おわりに

本稿は、「地域」とコミュニケーションの相互作用過程に関して、「資源」というキーワードをもとに三者が議論を重ねた結果である。冒頭に掲げた目的について、いくつかの示唆を得ることができた。「地域」という多面的で多様な対象を分析するための方法論としても有効であろう。

今回取り上げた医療も教育も、常に“誰か”による変革の渦の中にある。「地域」に生活する研究者としてできること／すべきことは、少なくとも諦観ではなく対抗言説を生み出し続けることだろう。日常的な皮膚感覚を研究に落とし込むこと、すなわち「コミュニケーションに関わる社会問題」（いわば「コミュニケーション問題」）を積極的に扱うことこそ、これからのコミュニケーション研究に必要なのではないだろうか。

参考文献

- 阿部真大.2018.『「地方ならお金がなくても幸せでしょ」とか言うな！—日本を蝕む「おしつけ地方論」』朝日新書
- 橋本和也.2011.『観光経験の人類学 みやげものとガイドの「ものがたり」をめぐって』世界思想社
- 河西英通.2001.『東北一つくられた異境』中公新書
- 河西英通.2007.『続・東北』中公新書
- 増田寛也.2014.『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』中公新書
- 松岡亮二.2019.『教育格差—階層・地域・学歴』ちくま新書
- 中井治郎.2017.「「ふるさと」のまなざし」田中滋（編）『都市の憧れ、山村の戸惑い—京都府美山町という「夢」—』晃洋書房, pp.220-238.
- Said, E.W. 1978. *Orientalism*. New York: Georges Borchardt Inc. (=1993, 板垣雄三・杉田英明監修・今沢紀子訳『オリエンタリズム(上)(下)』平凡社ライブラリー
- 佐藤勝.2004.「座談会 地域医療が求める公衆衛生の姿」『公衆衛生情報③』2004年3月号, 財団法人日本公衆衛生協会, pp.7-21.
- 佐藤勝.2019.「地域医療の魅力」『月刊 地域医学』Vol.33-No.6, 地域医療振興協会, pp.426-434.
- 立木寛子.2000.「〈シリーズ「いのちを守る」——ヒポクラテスたちの末裔〉島根県隠岐島都万村の挑戦」『望星』2000年3月号, pp.66-73.

湯川宗紀.2017.「日本の原風景」と文化ナショナリズム」田中滋（編）『都市の憧れ，山村の戸惑い—京都府美山町という「夢」—』晃洋書房, pp.239-256.

『「哲西町診療所」パンフレット』哲西町診療所作成.

文部科学省.2015.「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）平成28年12月21日」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm（閲覧日：2019年10月18日）

文部科学省.2017a.『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社

文部科学省.2017b.『小学校学習指導要領解説 国語編』東洋館出版社

KH Coder のダウンロードサイト（樋口耕一氏のサイト） <https://kncoder.net/dl3.html>（閲覧日：2019年10月23日）

A Possibility of Region/Community as a Resource: Interaction between Community and Communication

Tadayuki WAKI, Shigeru TAKANAGA, Naotaka TANIGUCHI

It has been a long time since globalization was promoted. But geographical condition still has significance. This paper examines the interaction process between region/community and communication from the viewpoint of “resource”. Therefore, we tried various analyses by taking multiple approaches. As a result, we showed some issues (e.g. the coexistence with “hope” and “despair”/transformation of the community through narrative/educational evaluation) concerning the interaction process and the problems that they have.

【Keywords: community, medical care, communication education, Japanese language teaching】

大学生の援助要請行動に関わる要因の検討 -被援助志向性、ストレスコーピング、セルフエフィカシーと不安の関連-

日下部 典子
(心理学科)

多くの大学生は学業、対人関係などの問題を抱えているにもかかわらず、心理的に大きな課題を抱えたり、心身症等を発症したりしても、すべての学生が適切な支援を求めているとは言い難い。そこで本研究では、学生が支援を求める行動をとれない要因を明らかにするため、大学生を対象に質問紙調査を実施した。その結果、調査対象者は「被援助への懸念」が高く、「回避行動」が最もとられるストレスコーピングであること、また適切な問題解決行動ができない要因として「被援助への懸念」「失敗への不安」が影響していることが明らかとなった。以上の結果から、ストレスマネジメントを踏まえたメンタルヘルス教育の必要性が示された。

【キーワード 被援助志向性 ストレスコーピング 不安】

【問題と目的】

大学生の心身の健康度を調査した先行研究の結果から、最近の大学生の健康度は高いとは言い難い現状があり（片山・水野・稲田，2014），大学生のメンタルヘルスを考えるうえで、日常生活におけるストレス軽減は重要である。ストレス軽減の有効な方法の一つとしてソーシャルサポートがあげられるが、これまで幅広い年代を対象とした研究で、抑うつ傾向が高い人ほどソーシャルサポートが抑うつ傾向の軽減要因であるにもかかわらず、サポートを利用していないことが明らかとなっており、有効な介入が求められる。

ところで、ソーシャルサポート希求行動にかかわる要因の一つに被援助志向性があり（水野・石隈，1999；田村・石隈，2001），「被援助への抵抗感」，「被援助への懸念」が高い人ほど、援助を求めにくいことが分かっている（たとえば日下部，2018）。大学生の場合、学業、進路、対人関係（友人・家族・教員との関係など）等様々なストレスがある。学内でのサポートの場として、たとえば学業の悩みであれば教員があげられる。また多くの問題に関して、学生相談で専門家であるカウンセラーの支援を受けることも可能である。岩田他（2016）による全国調査の結果によれば、大学の学生相談機関の来室平均数は158.6名であり、増加傾向にある。また半数近くの大学で精神疾患を抱えた学生への援助、居場所のない学生への援助を実施していると回答していた（2016）。しかし、すべての疾患、あるいは心理的な問題や発達障害の学生などに支援が行き届いているとは言い難い。大学（あるいは学生相談室）が援助を実施しているにもかかわらず、援助要請行動をとれない学生が少なからずいると考えられる。友人、家族など身近なサポート・ネットワークが充実しておらず、かつ専門家へのサポート希求行動をとることが難しい学生が、進路や対人関係等で問題に直面した時に、問題の深刻化や、メンタルヘルスの問題の発生、あるいは不登校につながる可能性がある。

このような状況を改善する一つに、サポート希求に関連のある被援助志向性を検討することは有用であると考えられる。すなわち、被援助志向性への介入が、メンタルヘルス予防の一要因になると考えられる。しかし、被援助志向性に関わる要因は明らかになっていないとは言い難い。そこで本研究では、被援助志向性にかかわる個人特性として、不安及びストレスコーピング、セルフエフィカシー、特性不安を取り

上げ、それらの関係を明らかにすることを目的とした。

【方 法】

対象者 大学生 52 名（男性 29 名，女性 23 名），平均年齢 20.77 歳 ($SD=1.00$)。

実施時期 2019 年 4 月の講義時間を利用して実施された。

質問紙の構成 フェイスシートには学年，性別，バイトやサークル活動などへの回答を求めた。質問紙は心身の不調があった場合の情報収集方法，心理的な問題・精神症状の問題が発生した時に利用したい施設についての設問，及び被援助志向性尺度（日下部, 2017），ストレスコーピング尺度（日下部, 2017），一般性セルフエフィカシー尺度（坂野・東條, 1986），STAI 日本語版 A-trait（清水・今榮, 1981）から構成された。被援助志向性尺度（日下部, 2017）は育児をする母親を対象に作成された 13 項目からなる尺度であり，今回は大学生が調査対象のため，表現を一部改変した。下位尺度は「第 1 因子 被援助への肯定」，「第 2 因子 被援助への抵抗」，「第 3 因子 被援助への懸念」の 3 因子であり，「1. 全く当てはまらない」～「5. よく当てはまる」の 5 件法で回答を求めた。ストレスコーピング尺度（日下部, 2017）は「第 1 因子 問題解決行動」，「第 2 因子 サポート希求」，「第 3 因子 回避行動」，「第 4 因子 気ぞらし」の 4 因子 25 項目から構成され，使用頻度を「1. ほとんど行わない」～「4. よく行う」の 4 件法で回答させた。一般性セルフエフィカシー尺度は「行動の積極性」，「失敗に対する不安」，「能力の社会的な位置づけ」の 3 因子から成り，STAI 日本語版（清水・今榮, 1981）は不安を測定するために臨床及び研究で使われる尺度であり，特性不安と状態不安の尺度から構成される。本研究では状態不安を測定する 20 項目に「0. 当てはまらない」～「4. 当てはまる」の 5 件法で回答を求めた。

倫理的配慮 質問紙への回答は無記名であった。調査実施時に研究目的，回答は無記名であり，回答するか否かは自由であること，回答を途中でやめることは自由であることが説明された。また分析結果は学会，学術雑誌等に発表されるが，個人が特定されることはないことも伝えられた。回答をもって，研究への同意とした。

分析方法 SPSS Ver. 22.0 Windows を用いて分析を行った。

【結 果】

回答者の 67%が家族と同居しており，28%が一人暮らしで，47%が週 1 日以上アルバイトをしていた。心身の不調が起きた時の情報源としては「インターネット」との回答が 77%と最も多かった (Fig. 1)。「問題や気になる症状が起きた時に下記の施設を利用したいですか？」への回答は，「学生相談」が 23%と最も高く，次いで「総合病院 (21%)」となり，無回答が 12%であった (Fig. 2)。利用したい施設がない理由としては「自分で何とかできる」と「行くのが大変だから」を選択した者が多く，次に「近くにないから」，「何ができるか分からないから」が多かった。

被援助志向性尺度の下位因子の平均値は「第 3 因子 被援助への懸念」が 3.47 ($SD=.47$) と最も高く，「第 1 因子 被援助への肯定」，「第 2 因子 被援助への抵抗」が続いた (Table 1)。またストレスコーピング尺度の下位因子の平均値は，「第 3 因子 回避行動」が 1.84 ($SD=.51$) と最も高く，次に「第 1 因子 問題解決行動」，「第 4 因子 気ぞらし」と続き，最も低いのは「第 2 因子 サポート希求」であった。自己効力感尺度では，「第 2 因子 失敗への不安」が平均値 2.93 ($SD=1.00$) と最も高かった。特性不安の平均値は 1.66 ($SD=.51$) であった。

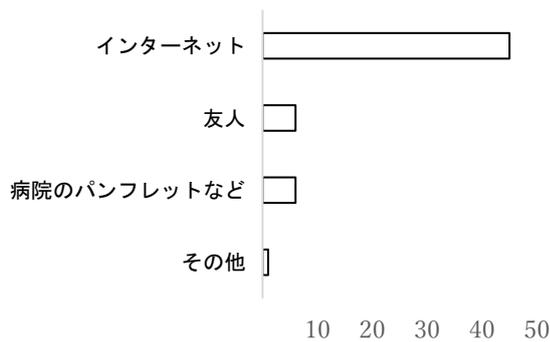


Fig.1 心理的な問題・症状に関する情報源 (N=52,複数回答)

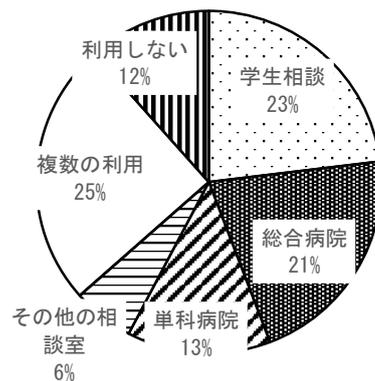


Fig.2 心理的問題が起きた時、利用しようと思う施設はどこですか？

Table 1 各尺度の平均値と標準偏差(SD)

	平均値	SD
援助スタイル尺度		
第1因子 被援助への肯定	3.20	.66
第2因子 被援助への抵抗	3.00	.90
第3因子 被援助への懸念	3.46	.57
ストレス・コーピング尺度		
第1因子 問題解決行動	1.78	.61
第2因子 サポート希求	.93	.85
第3因子 回避行動	1.82	.52
第4因子 気ざらし	1.50	.71
セルフ・エフィカシー尺度		
第1因子 行動の積極性	1.78	1.01
第2因子 失敗に対する不安	2.94	.95
第3因子 能力の社会的位置づけ	2.83	.83
特性不安	1.66	.51

3 尺度の各下位因子間の関係を明らかにするために、Pearson の積率相関係数を算出した結果 (Table 2), 被援助志向性尺度の「第2 因子 被援助への抵抗」はコーピング尺度「第1 因子 問題解決行動」との間に有意な弱い正の相関関係が、また被援助志向性の「第1 因子 被援助への肯定」と「第2 因子 被援助への抵抗」は特性不安との間に有意な中程度の正の相関関係があった。コーピング尺度の「第1 因子問題解決行動」を従属変数にし、被援助志向性尺度とセルフエフィカシー尺度の下位因子、特性不安を従属変数として重回帰分析を行った結果、被援助志向性尺度の「第2 因子 被援助への抵抗」とセルフエ

フィカシー尺度「第2 因子 失敗への不安」が有意に影響していることが明らかとなった ($R^2=1.66, p<.03$)。

【考 察】

本研究は、大学生が様々な問題を抱える、あるいはストレス反応が深刻な場合に大学側は学生相談の利用を促しているにもかかわらず、利用に至らず悩んでいる学生を減らしていく対策を検討するために、学生相談、教員等に問題があった時に中々サポートを求めることが難しいことの理由を明らかにすることが目的であった。具体的には、ソーシャルサポート希求に関係する被援助志向性、ストレスコーピング、セルフエフィカシー及び特性不安を取り上げ、それらの関係を明らかにすることであった。

本調査の結果から、心身の不調が起きた時の情報源としては「インターネット」の利用が最も多いことが明らかとなった。20 歳代ではインターネットが情報源として最も多く使われているという総務省の調査結果と同様であったが (総務省, 2000), 必ずしも正しい情報ばかりとは限らない。このような情報源

Table 2 不安尺度(STAI)及び各尺度の下位因子との相関係数

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①STAI										
②援助スタイル1	.43 **									
③援助スタイル2	.45 ***	.66 ***								
④援助スタイル3	.17	.36 **	.16							
⑤コーピング1	-.10	.23	.33 *	.15						
⑥コーピング2	-.14	-.02	.17	.22	.14					
⑦コーピング3	.15	.23	.23	.20	.28	.23				
⑧コーピング4	.03	.17	.11	.25	.33 *	.16	.18			
⑨セルフエフィカシー1	-.34 *	.15	.01	.12	.31 *	.23	-.20	-.20		
⑩セルフエフィカシー2	.69 ***	.45 ***	.43 ***	.26	-.01	-.03	.17	.18	-.24	
⑪セルフエフィカシー3	.57 ***	.14	.27	.15	-.13	-.05	.45 ***	-.04	-.47 ***	.46 ***

*** $p < .001$, ** $p < .05$

については大学側の ICT 教育のより一層の充実が期待される。次に心理的症狀や問題が生じた時に利用したい施設を尋ねる設問への回答から、学生相談が最も多く、次いで精神科や心療内科のある総合病院であった。この数値は大学が学生たちに入学時及び新年度のオリエンテーション時に、学生相談の利用を促していたことが影響している可能性がある。しかし、最も多い回答でも2割程度であり、どこも利用しないと回答している者もいることから、実際に問題や症状が発生した時、どこも利用しないことも示唆された。今後さらに大学からの情報発信が必要であると思われる。

各尺度の平均値から、本調査の対象者は「被援助への懸念」が最も高いことが明らかとなった。またストレスコーピング尺度では「回避行動」が最も高かった。被援助への懸念が高いことはうつ病の発症と関連があるとの指摘もあるが(たとえば日下部, 2018), ストレッサーが生じた時にも回避行動をとった場合、ストレス反応が高くなることが予想される(Lazarus & Folkman)。本研究の対象者は「サポート希求」が最も取れていない行動であった結果から、ストレスマネジメント教育の必要性が示唆された。

最後に「問題解決行動」を従属変数として重回帰分析を行った結果、被援助志向性尺度の「第2因子 被援助への抵抗」とセルフエフィカシー尺度「第2因子 失敗への不安」が有意に影響していることが明らかとなったことから、本調査の対象者はストレスにさらされたとき、サポートへの抵抗感と、それがうまくいかないことへの不安から、自分だけで問題解決をしようとする可能性が示唆された。問題が自分の解決能力の範囲内である場合は特に問題ではないが、すべての問題がそのようにいくとは限らない。特に人間関係の問題など、自分だけでの解決が困難な場合、サポート希求しないことはストレス反応増大の可能性が考えられる。また特性不安と被援助志向性の間には関係があることが明らかとなったが、被援助への肯定と抵抗にも正の関係がみられるという矛盾した結果となり、不安が高いことが援助要請行動に結びつくことがあると同時に、行動回避と関連する、相反する行動との関連が示唆された。しかし、今回は調査対象者が少なかったこともあり、今後さらに調査対象者を増加して調査をする必要がある。さらに行動に結びつく他の要因がある可能性も否定できないため、さらに要因を検討していくこ

とも望まれる。

【引用文献】

- 岩田 淳子・林 潤一郎・佐藤 純・奥野 光 (2016). 2015 年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究, 35(3), 209-262.
- 片山 友子・水野 由子・稲田 紘一 (2014). 大学生の生活習慣とメンタルヘルスの関連性 総合健診, 41, 283-293.
- 日下部 典子 (2018). 妊婦を対象とした被援助志向性尺度の開発 福山大学人間文化学部紀要, 18, 76-82.
- 水野 治久・石隈 利紀 (1999). 被援助志向性, 被援助志向性, 被援助行動に関する研究の動向 教育心理学研究, 47, 530-539.
- 坂野 雄二・東條 光彦 (1986). 一般性セルフエフィカシー尺度作成の試み 行動療法研究, 12(1), 73-82.
- 総務省 (2000). 平成 23 年度版情報通信白書.
- 田村 修一・石隈 利紀 (2001). 指導・援助サービス上の悩みにおける中学校教師の被援助志向性に関する研究—バーンアウトとの関連に焦点を当てて— 教育心理学研究, 49, 438-448.

The Relationship among Help-seeking Preference, Stress, and Anxiety of University Students

Noriko KUSAKABE

Although not a few university students have problems such as academic work and interpersonal relations, most students seemed to have not get adequate support. It is hard to say that most students with problems use the student counseling room. In this study, the questionnaire survey was conducted to clarify the factors that prevent students from taking action for support. The results showed most students felt the concern about help-seeking behavior, that made them to avoid from solving problems.

【Key words: Help-seeking Preference, Stress Response, Anxiety】

大学生によるサイバー防犯ボランティア活動の現状と課題

皿谷 陽子 大杉 朱美 平 伸二
(心理学科)

本論文は、本学サイバー防犯ボランティアが行った広報啓発活動及び教育活動で実施した調査結果を報告するものである。調査結果より、すべての調査対象者が何らかのインターネット機器の使用経験を持ち自分専用の機器の所有率も高い状態であり、インターネット使用に関するルールを定めている家庭は小中学生で5割から8割ほど、成人で4割程度であること、インターネット上で危険等を感じた経験を持つ者は小中学生で2割前後、成人で7割程度いること等がわかった。小中学生と年齢が近い大学生がサイバー防犯ボランティア活動を行うことの意義とその効果を論じる。

【キーワード サイバー防犯ボランティア サイバー犯罪 大学生】

1. はじめに

インターネットが普及した現代において、インターネットは人々の生活にとって不可欠であり、サイバー空間は人々の日常生活の一部となっている。内閣府(2019)の「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によれば、青少年の93.2%、高校生の99.0%がインターネットを利用しているとされている。関連機器も数多く普及しており、これからの時代はインターネットをはじめとする情報通信技術を断ち切って生きていくことは不可能であろう(藤, 2017)。生活に溶け込み、私たちに多くの実用性や利便性をもたらしたインターネットであるが、その反面様々な問題が生じていることもまた見逃せない事実であろう。例えば2019年に起きた大阪府で発生した誘拐監禁事件のように、青少年がソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service: SNS)を介して事件に巻き込まれる事件の報道も相次いでいる。警察庁は、このようなサイバー空間を通して引き起こされる脅威を総称し、「サイバー犯罪」と呼んでいる(警察庁, 2019)。サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、2018年度の検挙件数は9,040件と過去最多であった(警察庁, 2019)。このようなサイバー犯罪に立ち向かうために、学生が主体となって被害防止活動を行うのが「サイバー防犯ボランティア」である。

サイバー防犯ボランティアとは、主に地域住民に対し、適切なインターネットの利用方法についての教育活動や広報啓発活動を行ったり、インターネットサイトや掲示板における違法・有害情報の浄化活動(サイバーパトロール)を行ったりする団体のことである(警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課, 2018)。日本各地に存在し、その多くが各都道府県警から委嘱される形で活動を行う大学生から構成されている。

本学心理学科では、本学科の学生と教職員が2017年から広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課より委嘱を受け、「広島県警察サイバー防犯ボランティア」として活動を行っている。活動開始当初は、個々の学生が個別に実施するサイバーパトロールが主な活動であった。すなわち、各自がインターネット上をパトロールし、発見した違法情報・有害情報を警察やサイト管理者等に直接通報したり、警察への通報やサイト管理者への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター(Internet Hotline Center: IHC)に通報したりする活動を実施していたものである。さらに2018年からは、サイバー防犯ボランティアメンバーが協力し合い、福山市及び近郊における教育活動及び広報啓発活動も行うようになった。2018年度は、地域の青年会議所の依頼により、親子で学ぶスマートフォン教室を開催した他、福山市が企画した講演会にて、児童のサイバー被害の現状を伝えたりサイバーパトロールの実施方法を実演したりした。2019年度には、地域の小学校や社会福祉法人施設においてサイバー防犯教室を開き、インターネットの利用、特にSNS利用に当たってのリスクと対策について伝える活動を行った。

このような学生主体のボランティア活動の重要性は、年々高まっている。警察庁は、サイバー攻撃に対処するためには、警察による取り組みだけでなく社会全体で対処していくことが重要であるとしており、サイバー犯罪被害の未然防止および発生時の対処のため、民間事業者等と協力関係を確立し、その知見を活用するなどの様々な対策を推進している(警察庁, 2013)。近年ではサイバー防犯ボランティア活動の拡充のため、警察庁による研修会も実

施されるようになってきている（警察庁，2019）。

本論文では、本学サイバー防犯ボランティアが実施した過去3回の広報啓発活動及び教育活動の概要を報告するとともに、各活動の際に実施した調査結果を報告する。さらに、今後のインターネット利用に関するサイバー防犯教育はどうあるべきか、サイバー防犯ボランティア活動をどのように運営・活用すべきかについて、その展望を論じることとする。

2. 活動報告

2.1. A 青年会議所における広報啓発活動

2.1.1. 活動概要

A市に在住する地域住人のうち、応募のあった小学生・中学生・高校生の親子約15組に対し、「親子で学ぼう！スマートフォン・SNSとの上手な付き合い方」と題したイベントを行った。イベントは2部構成であり、第1部では、A青年会議所のスタッフからSNSのメッセージを例に個々の受け取り方や考え方の違いについて解説した。その際、本学ボランティアメンバーは、班分けされた子どもたちのグループに混ざり、意見のとりまとめやフォローを行った。第2部は、保護者向けの講義と子ども向けの活動が別々に実施された。保護者向けの講義をB県警サイバー犯罪対策課が担当し、子ども向けの活動をA青年会議所のスタッフと本学ボランティアメンバーが担当した。子ども向けの活動はいくつかのグループに分かれて実施され、グループごとに選択したテーマ（バレンタイン、夏休み等）に関するメリット・デメリットをインターネットで調べ、ポスター形式で発表するというものであった。

2.1.2 調査概要

活動参加者のうち、成人を除く計14名（小学生11名、中学生2名、その他1名）が調査に参加した。調査紙は、内閣府が2017年11月に行った「青少年のインターネット利用環境実態調査」を参考に作成した。フェイスシートに回答日・年齢・性別・学年の記入を求めた後、以下の8つの質問項目への回答を求めた。①使用経験のあるインターネット機器について、スマートフォン、携帯電話（いわゆるフィーチャーフォン、ガラケー）、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット（アップル社製iPad、サムスン社製Galaxy Tab等）、携帯音楽プレーヤー（アップル社製iPod、ソニー社製Walkman等）、ゲーム機（任天堂社製Nintendo Switch、任天堂社製ニンテンドー3DS、ソニー社製PlayStation 4等）、インターネット接続テレビ（パナソニック社製VIERA、シャープ社製AQUOS等）、いずれの機器も使用していない、のそれぞれに対し、使用経験の有無を2件法で尋ねた。②1日のインターネット使用時間、及び③インターネットの使用理由については、コミュニケーション（メール・メッセージング・LINE・Twitter等）、ニュース、情報検索、地図・ナビゲーション、音楽視聴、動画視聴、電子書籍、ゲーム、ショッピング、その他の中から主な理由として挙げられるものを最大3つまで選択するよう求めた。④インターネット使用についての家でのルール、及び⑤インターネット利用時の印象的なことや困ったことについては、自由記述で尋ねた。また、⑥今までのインターネット教育の受講経験について尋ね、どのように学んだかを「学校で教えてもらった」や「親から教えてもらった」等の10項目の中から複数選択をしてもらった。さらに、⑦藤・吉田（2009）によるインターネット行動尺度短縮30項目を用い、「1、あてはまらない」から「5、あてはまる」までの5件法で回答を求めた。最後に、⑧講習を受けた感想を自由記述で回答するよう求めた。なお、調査結果報告の際、調査回答者の総数をN、調査回答総数をNrと表記する。

2.1.3 調査結果

調査対象者のうち、使用経験のあるインターネット機器について、回答数(Nr=30)における各機器の割合(%)を算出した。その結果、タブレットが最も高く30.0%(9名)、スマートフォンとゲーム機が同率で23.3%(7名)であった(Figure 1)。さらに、回答者数(N=14)での各機器の割合(%)を算出したところ、スマートフォン50.0%(7名)、携帯電話が14.3%(2名)、ノートパソコンが7.1%(1名)、デスクトップパソコンが7.1%(1名)、タブレットが64.3%(9名)、携帯音楽プレーヤーが14.3%(2名)、ゲーム機が50.0%(7名)、インターネット接続テレビが7.1%(1名)、いずれの機器も利用していないが7.1%(1名)であった。

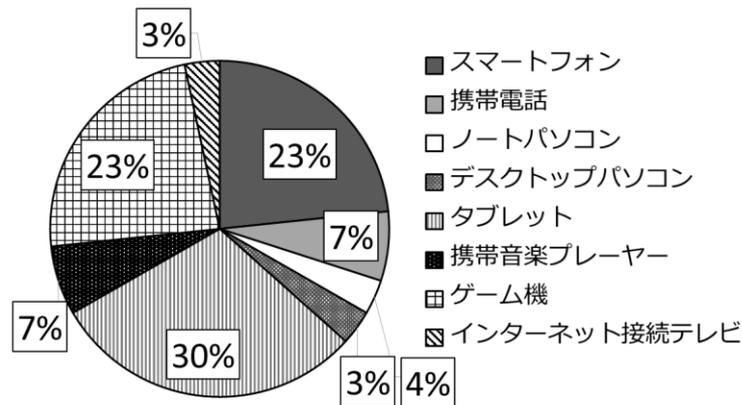


Figure 1. A青年会議所における使用経験のあるインターネット機器の回答数の割合 (%)

次にインターネットの使用理由について、回答数 (Nr=29) における使用理由の割合 (%) を算出した結果、動画視聴とゲームが 20.7% (6名) と同率で高く、次に情報検索が 17.2% と高かった (Figure 2)。さらに、回答者数 (N=14) における使用理由の割合 (%) を算出したところ、コミュニケーションが 21.4% (3名)、ニュースが 21.4% (3名)、情報検索が 35.7% (5名)、音楽視聴が 28.6% (4名)、動画視聴が 42.9% (6名)、電子書籍が 7.1% (1名)、ゲームが 42.9% (6名)、その他が 7.1% (1名) であった。地図・ナビゲーション及びショッピングを使用理由として挙げた者はいなかった。

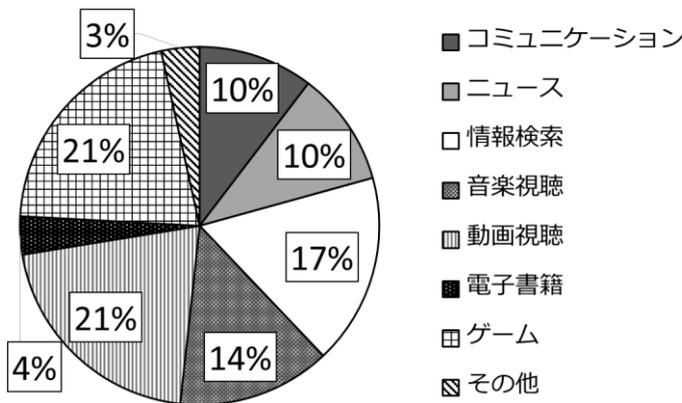


Figure 2. A青年会議所におけるインターネット使用理由の回答数の割合 (%)

インターネット使用における家庭のルールについて回答した者は、14名中7名で 50.0% であった。得られた回答を内容別に分類したところ、「長い時間は使わない」、「土日だけ」という使用する時間数や時間帯の制限に関するものを挙げているものが 2 件、「お金のかかるものはしない」、「課金はしない」という課金の禁止に関するものが 2 件、「許可を取ってから」、「勝手に見ない」という許可制について挙げているものが 2 件、「成績は下げない」という一定の条件を与えるように決めているものが 1 件であった。インターネット利用時の印象的なことや困ったことについて回答した者は、14名中2名で、14.3% であった。回答内容は、「友だちのアカウントが乗っ取られた」や、「急に画面の映像が止まった」というものであった。本活動以前に何らかの形でインターネット教育を受けていた者 (未回答者 5 名を除く, n=9) は、75.0% (6名) で、受けてない者は 25.0% (2名) であった。活動への感想については、「インターネットについて自分の分からなことが分かった」、「自分でもスマホの使い方について考えさせられることが多かった」、「インターネットや人との関わり合い方が分かった」、「楽しかった」等があった。

2.2. C小学校における教育活動

2.2.1. 活動概要

D市内にあるC小学校に在籍する4年生54名(男子27名, 女子26名, 性別未回答1名), 5年生51名(男子25名, 女子26名), 6年生54名(男子21名, 女子33名)の計159名に対し、「インターネットの適切な使用について」と題した講習会を行った。講習には、本学ボランティアメンバーが事前に広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課作成の「サイバー防犯ボランティア講演用パワーポイント(広島県警察ホームページ, 2019)」を小学生向けに改変したパワーポイントを用いた。構成は、(1)インターネットの利用の便利さと危険性について、(2)SNS利用における約束について、(3)まとめ、(4)おさらいクイズ、(5)サイバー110番について、の5部構成であった。ボランティアメンバーが適宜参加者に質問を投げかけたり、クイズを出題したりする工夫を取り入れ、参加者が積極的に参加しながらインターネットの適切な利用について学べるよう実施された。本学ボランティアメンバーのうち合計9名が活動に参加し、3名ずつに分かれ各学年を担当した。

2.2.2. 調査概要

上記参加者計159名に対し、調査を実施した。調査紙は、前章で紹介したA青年会議所における活動で用いた調査を参考に作成した。フェイスシートに回答日・年齢・性別・学年の記入を求めた後、以下の8つの質問項目への回答を求めた。①自分専用の機器の有無については2件法で、②使用経験のあるインターネット機器については、スマートフォン・携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、インターネット接続テレビのそれぞれに対し有無を2件法で尋ねた。③インターネットの使用理由については、友だちとのやり取り(メール・メッセージャー・LINE・Twitter等)、ニュース、調べもの、地図・ナビゲーション、音楽・動画の視聴、電子書籍、ゲーム、ショッピング、その他の中から主な理由として挙げられるものを最大3つまで選択するよう求めた。④インターネット使用についての家でのルール、及び⑤インターネット利用時の「危ない」や「困った」ことについては、自由記述で尋ね、⑥今までのインターネット教育の受講有無については2件法で尋ねた。⑦講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」か「わからなかった」かの2件法で尋ねた上、その理由を自由記述で求めた。最後に、⑧講習を受けた感想を自由記述で回答するよう求めた。なお、調査結果報告の際、調査回答者の総数をN、調査回答総数をNrと表記する。

2.2.3. 調査結果

調査対象者のうち、インターネットが使用できる自分専用の機器を所有していた児童は79.9%(127名)であった。使用経験のあるインターネット機器について、回答数(Nr=527)における各機器の割合(%)を算出した結果、ゲーム機が最も高く25.0%、次点でスマートフォン・携帯電話が23.0%であった(Figure 3)。さらに、回答者数(N=159)における各機器の割合(%)を算出したところ、スマートフォン・携帯電話が76.1%(121名)、パソコンが60.4%(96名)、タブレットが71.7%(114名)、ゲーム機が83.0%(132名)、インターネット接続テレビが40.3%(64名)であった。

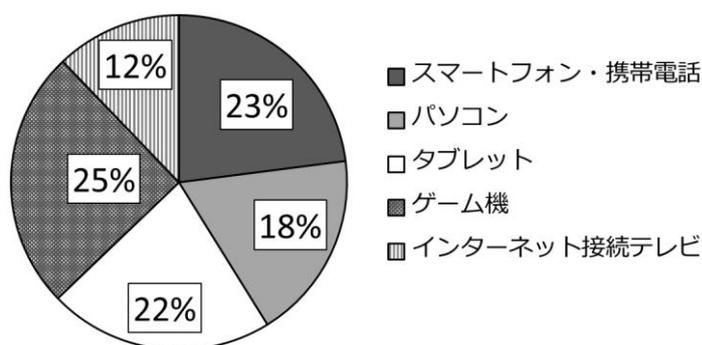


Figure 3. C小学校における使用経験のあるインターネット機器の回答数の割合 (%)

次に、インターネットの使用理由について、回答数 ($N=439$) における使用理由の割合 (%) を算出した結果、音楽・動画の視聴が 30.07%、次点には、ゲーム 28.70%が高かった (Figure 4)。さらに、回答者数 ($N=159$) における使用理由の割合 (%) を算出したところ、友達とのやり取りが 28.9% (38 名)、ニュースが 9.4% (15 名)、調べものが 65.4% (104 名)、地図・ナビゲーションが 5.7% (9 名)、音楽・動画の視聴が 83.0% (132 名)、電子書籍が 3.1% (5 名)、ゲームが 79.2% (126 名)、ショッピングが 3.8% (6 名)、その他が 2.5% (4 名) であった。

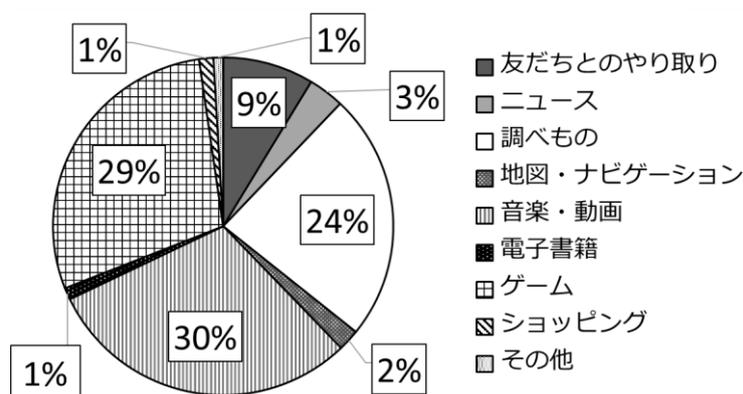


Figure 4. C小学校におけるインターネット使用理由の回答数の割合 (%)

インターネット使用における家庭のルールについて回答した者は、159 名中 127 名で 79.9%であった。得られた回答を内容別に分類したところ、大きく「使用する時間数や時間帯の制限」、「課金の禁止」、「知らない人とのやり取りの禁止」、「個人情報の公開禁止」、「使用場所の制限」、「アカウント登録や書き込みの制限」、「その他」が挙げられることが分かった。回答者 ($n=127$) における各ルールの割合 (%) を算出した結果を、Figure 5 に示した。「1 日 1 時間」や「夜 21 時まで」のように、使用する時間数や時間帯の制限があると回答した児童が 50.4% (64 名) と最も多かった。次いで、「お金がかかることはしない」や「無料のゲームしかインストールしない」のように、課金の禁止を挙げた児童が 14.2% (18 名)、「知らない人と関わらない」や「知らない人からメールが来たら削除する」のように、知らない人とのやり取りの禁止を挙げた児童が 6.3% (8 名)、「個人情報を伝えない」や「顔を載せない」のように、個人情報の公開禁止を挙げた児童が 6.3% (8 名) であった。「外では使わない」や「家の 2 階に持っていかない」のような使用場所の制限や、「アカウントを作らない」や「コメントをしない」のようなアカウント登録や書き込みの制限をルールとして決めている家庭もあり、その他にも「親が見ていないときに触らない」や「見ても良いサイトを決めている」のように一定の条件を設けている家庭や、「変な通知が来ても開かない」、「わからないことがあれば親に言う」のように、何か起きた際の対応を決めている家庭、「約束を守らなかったら没収する」や「視

力が下がったらゲーム機を没収する」のように、ルールを守らなかった際の罰則を定めている家庭もあった。

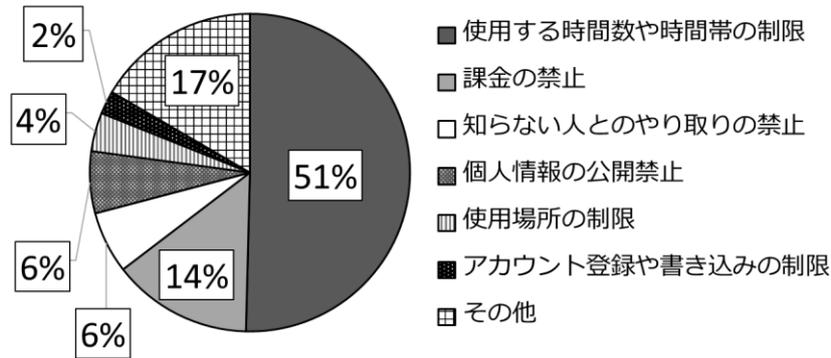


Figure 5. C小学校における家庭のルール内容の回答数の割合 (%)

インターネット利用時の「危ない」や「怖い」ことについて回答した者は、159名中33名で20.8%であった。回答内容を分類すると以下ようになった。「変な画面が出てきた」や「変なサイトに入った瞬間に動かなくなった」のように、突然画面が切り替わったりメッセージが現れたりした経験を挙げた児童が18.2% (6名)、「ゲームでお前を殺すと言われた」や「住所を特定するよと言われた」のように、インターネット上の知らない人から暴言を吐かれたり脅迫されたりした経験を挙げた児童が15.2% (5名)、「付き合ってくださいと言われた」や「好きだから会いたいと言われた」のように、インターネット上の知らない人から恋愛感情を向けるような言葉をかけられた経験を挙げた児童が15.2% (5名)、「個人情報を出している人がいた」や「不適切な動画を挙げている人がいた」のように、不適切な利用をしている人を実際に見つけた経験を挙げた児童が9.1% (3名)、「知らない番号から電話がかかってきた」や「迷惑電話があった」のように、相手がわからない連絡が突然来た経験を挙げた児童が9.1% (3名)、「友達が僕の名前でゲームにログインしていた」や「勝手に動画を友達に載せられそうになった」のように、友達に勝手に個人情報が使われたり載せられたりした経験を挙げた児童が6.1% (2名)であった。また、「他人のやり取りを見て怖くなった」や「顔がわからない相手が怖い」のように、顔のわからない相手とやり取りすることの恐怖を挙げた児童が15.2% (5名) いた他、その他の回答をした児童が12.1% (4名) いた。

本活動以前に何らかの形でインターネット教育を受けていた児童は、62.3% (99名) であった。講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」と回答した児童はそれぞれ97.5% (154名)、99.4% (157名)、97.5% (154名) であった。回答の理由として、「パワーポイントを使用したので分かりやすかった」、「具体例がたくさんあった」、「クイズや劇があつて分かりやすかった」といった講義への評価や、「インターネットは詐欺をする人や悪いことをしようとする人も使う」、「知らない人に会いたいと言われても会いにいかない」、「個人情報を載せてはいけないと分かった」等、講義内容からどんなことが分かったのかを記述するものが多かった。さらに、「個人情報や顔を絶対に載せない」、「SNSで人が嫌がる言葉は使わない」等のように、これからのインターネット使用への意気込みを記述した児童もいた。

2.3. E 社会福祉法人施設における教育活動

2.3.1. 活動概要

D市内にあるE社会福祉法人施設の成人の利用者6名(男性5名、性別未回答1名)、職員3名(男性1名、女性2名)の合計9名に対し、「インターネットの適切な使用について」と題した講習会を行った。講習には、2.2のC小学校で行った内容を改良し、さらに、事前打ち合わせの際にE施設職員から要望のあった内容を加え、改変し

たパワーポイントを用いた。構成は2.2のC小学校で実施したものと同様であり、(1)インターネットの利用の便利性と危険性について、(2) SNS 利用における約束について、(3)まとめ、(4)おさらいクイズ、(5)サイバー110番について、の5部構成であった。ボランティアメンバーが適宜参加者に質問を投げかけたり、クイズを出題したりする工夫を取り入れ、参加者が積極的に参加しながらインターネットの適切な利用について学べるよう実施された。本学ボランティアメンバーのうち合計2名が活動に参加した。

2.3.2. 調査概要

上記参加者計9名に対し、調査を実施した。調査紙は、前章で紹介したC小学校における活動で用いた調査を参考に作成した。フェイスシートに回答日・年齢・性別・所属(利用者/職員)に記入を求めた後、以下の8つの質問項目への回答を求めた。①自分専用の機器の有無については2件法で、②使用経験のあるインターネット機器については、スマートフォン・携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、インターネット接続テレビのそれぞれに対し有無を2件法で尋ねた。③インターネットの使用理由については、友だちとのやり取り(メール・メッセージャー・LINE・Twitter等)、ニュース、調べもの、地図・ナビゲーション、音楽を聴く、動画を観る、動画の配信、電子書籍、ゲーム、ショッピング、その他の中から主な理由として挙げられるものを最大3つまで選択するよう求めた。④インターネット使用についての家や職場でのルール、及び⑤インターネット利用時の「危ない」や「困った」ことについては、自由記述で尋ね、⑥今までのインターネット教育の受講有無については2件法で尋ねた。⑦講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」か「わからなかった」かの2件法で尋ねた上、その理由を自由記述で求めた。最後に、⑧講習を受けた感想を自由記述で回答するよう求めた。なお、調査結果報告の際、調査回答者の総数をN、調査回答総数をNrと表記する。

2.3.3. 調査結果

調査対象者にインターネットが使用できる自分専用の機器を所有していた者は100%(9名)であった。使用経験のあるインターネット機器について、回答数(Nr=25)における各機器の割合(%)を算出した結果、スマートフォン・携帯電話が32.0%と最も多く、次にパソコンが28.0%であった(Figure 6)。さらに、回答者数(N=9)における各機器の割合(%)を算出したところ、スマートフォン・携帯電話が88.9%(8名)、パソコンが77.8%(7名)、タブレットが33.3%(3名)、ゲーム機が55.6%(5名)、インターネット接続テレビが22.2%(2名)であった。

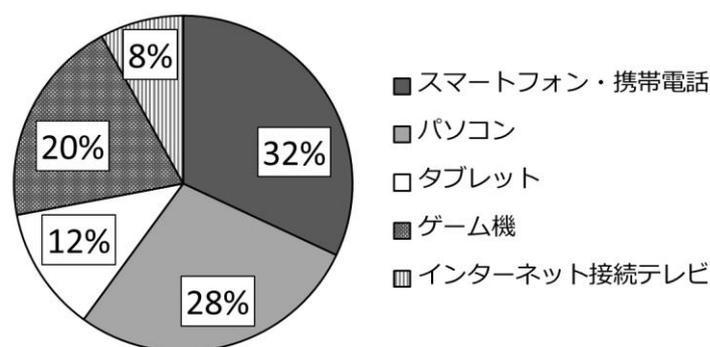


Figure 6. E社会福祉施設における使用経験のあるインターネット機器の回答数の割合(%)

次に、インターネットの使用理由について、回答数(Nr=34)における使用理由の割合(%)を算出した結果、友だちとのやり取りが20.6%、動画を観る17.6%であった(Figure 7)。さらに、回答者数(N=9)における使用理由の割合(%)を算出したところ、友だちとのやり取りが77.8%(7名)、ニュースが44.4%(4名)、調べものが66.7%(6名)、地図・ナビゲーションが22.2%(2名)、音楽を聴くが33.3%(3名)、動画を観るが66.7%(6名)、

ゲームが55.6%（5名）、ショッピングが11.1%（1名）であった。動画の配信、電子書籍、及びその他を使用理由として挙げた者はいなかった。

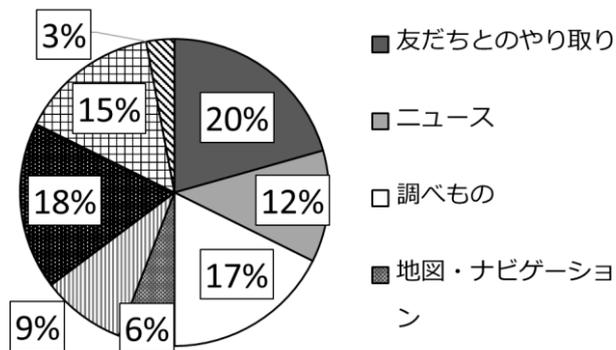


Figure 7. E社会福祉施設におけるインターネット使用理由の回答数の割合

インターネット使用における家庭や職場のルールについて回答した者は、9名中4名で44.4%であった。得られた回答を内容別に分類したところ、「20時半まで使ってよいと決まっている」、「使い過ぎないようにしている」という使用する時間数や時間帯の制限に関するものを2件、「仕事中は機器をロッカーにしまっておく」という使用場所の制限に関するものを挙げているものが1件であった。他に、「施設でのルールはよく知らない」と回答したものが1件であった。また、インターネット利用時の「危ない」や「困った」ことについて挙げた者は、9名中6名で、66.7%であった。回答内容は、「あなたは20歳以上ですか？」の所を「はい。」と押し、請求が来た」という架空請求の経験を挙げているものが1件、「個人情報の流出」のように不適切な利用をしている人を見つけた経験を挙げているものが1件、「死ね」、「殺す」と言われた」のように、インターネット上で人から暴言を吐かれた経験を挙げたものが1件であった。その他の経験及びルールを挙げているものが3件あった。

本活動以前に何らかの形でインターネット教育を受けていた者は、44.4%（4名）で、受けてない者は55.6%（5名）あった。講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」と回答した者はそれぞれ88.9%（8名）、88.9%（8名）、100%（9名）であった。回答の理由として、「事例が分かりやすかった」、「クイズや劇があって分かりやすかった」といった講義への評価や、「SNS等の情報を鵜呑みにしない」、「悪口を言うてはいけない」、「個人情報を載せてはいけないと分かった」等、講義内容からどんなことが分かったのかを記述するものが多かった。さらに、「個人情報や顔を絶対に載せないようにする」、「悪口を言わないようにする」等のように、これからのインターネット使用への意気込みを記述した者もいた。

3. 今後の展望

本論文では、本学サイバー防犯ボランティアが過去3回の広報啓発活動及び教育活動の際に実施した調査結果を報告した。それぞれの調査結果をまとめると、主に以下の5つが挙げられる。(1)すべての調査対象者が何らかのインターネット機器の使用経験を持つこと、(2)自分専用の機器の所有率も高い状態であること、(3)インターネットの使用に関する何らかのルールが定められている家庭（職場）の割合は、小中学生対象の調査（2.1及び2.2が該当）では半数以上であるが、成人対象の調査（2.3が該当）ではやや減ること、(4)インターネット使用時に危険を感じたり困惑したりした経験を持つ者は調査対象者の中で一定数おり、成人対象の調査では半数以上に上ること、(5)インターネット利用に関する教育を受けた経験は小中学生対象の調査では6割以上に上るが、成人対象の調査では4割程度であること。以下にそれぞれの点について、考察と展望を述べる。

まず、すべての調査対象者が「使用経験のあるインターネット機器」について何らかの回答をしていることから、小中学生含む全対象者がインターネットの使用経験があることが伺えた。使用機器についてはばらつきがみられた

が、自分専用の機器を所有している者は小学生対象の調査で 79.9%、成人対象の調査で 100%であり、機器の種別を問わず、インターネットに触れる機会はかなり高い状況が示された。内閣府（2019）の調査は、高校生の高いインターネット利用率を明らかにしているが、本調査により、高校生より低年齢である小中学生、及び高校生より高年齢である成人についても同様に、インターネットが身近な存在となっていることを明らかにしたと言える。

インターネットの使用に関する何らかのルールが定められている家庭（職場）の割合は、小中学生対象の調査では 50.0%と 79.9%、成人対象の調査では 44.4%であった。内閣府（2019）は、「インターネット利用上の家庭のルール」について、「ルールを決めている」と回答した割合が、小学生 77.0%、中学生 62.0%、高校生 37.2%であり、学校種が上がるにつれて低くなっていると報告している。本調査も同様に、小中学生の方が割合は高く、成人の方が低かった。これより、小中学生は保護者の庇護のもと家庭でのルールが設けられやすいが、成人になると一人の大人としての自己管理を求められていると推察できる。本報告における成人対象の調査については、社会福祉施設の利用者及び職員のみが対象となっていたことから、広く一般化した知見として報告するには、今後対象者や対象人数を改めて検討することも重要だと思われる。インターネット使用時に危険を感じたり困惑したりした経験を持つ者は、小中学生対象の調査では 14.3%と 20.8%、成人対象の調査では 66.7%であった。報告数は多くはないものの、小中学生の段階ですでにこのような経験をしていることは、危惧すべき事態である。劇的な事件（誘拐事件等）には発展していないものの、出会い系をほのめかすような知らない他者からのコンタクトを受けている児童や脅迫のようなメッセージを受け取っている児童もおり、中には、特定のアプリ名を挙げ、出会い系の類を危険視している児童もいた。インターネット利用におけるトラブルを防止するために「フィルタリング」というサービスがあることは広く知られているが、警察庁（2018）によれば、SNS が起因となり何らかの被害に遭った児童の 88.0%がインターネット利用機器の契約時からフィルタリングを利用していない、もしくは被害時にはフィルタリングを利用していない。本調査ではフィルタリングの使用の有無を尋ねてはいないが、このようなサービスの利用は、小中学生がインターネット上でトラブルに遭うリスクを少なからず減少させるものであろうと期待される。一方で、本調査において何らかのトラブルに遭遇した経験を持つ成人は 66.7%と比較的高い結果であった。自身での危機管理が必要とされる成人がどのように危険回避を学ぶべきかは、今後大きな課題となりそうである。架空請求メールを受けたことを報告する者もいたが、そのような事態における正しい対処法を知らないと、大きな被害に発展することとなる。

小中学生でも成人でも、いずれの年齢層にも言えることは、インターネット利用時のリスクを知り、自身で対応する力をつける、いわゆる「抵抗性」を高めることが重要だということである。先の架空請求メールであれば、返信をしないこと、無視をすることが対応として考えられるが、保護者に知らせる、周りの人に相談する等も、立派な対応である。抵抗性とは、犯罪機会を減らす要素の 1 つで、犯罪者（犯罪企図者）が近づいてきた時に、その犯罪者の力を押し返すことである（小宮, 2007）。児童が誘拐等の犯罪に巻き込まれないよう防犯ブザーを携帯したり、空き巣被害を防ぐために玄関に 2 つの鍵をつけておいたりする工夫は、この抵抗性を高める行為であると言えよう。ただし、この抵抗性を高めるために何よりも重要なのは、前述の防犯ブザーや鍵そのものではなく、それらを使用する者自身の防犯意識や管理意識である（小宮, 2007）。

インターネット利用時のリスクや対処法を正しく理解し、ひいては防犯意識や管理意識を高め、強い抵抗性を身につけるために、重要なのはやはり教育であろう。本調査によれば、本学のサイバー防犯ボランティアによる活動に参加する以前にインターネット利用に関する教育を受けた経験は、小中学生対象の調査では 75.0%と 62.3%、成人対象の調査では 44.4%であった。小中学生のインターネット教育の機会は成人と比較して多いものの、事前に受けていた教育が誰からどのように提供されたものか、どの程度教育として機能していたかについては、本調査からは不明である。本活動の講義内容の理解についての自由記述や活動への感想において、「インターネットの知らない部分を知ることができた」や「わからなかったことがわかった」等の回答が多いことを鑑みると、抵抗性を高める教育のために提供すべき知識は多く、質の高い教育が重要であることが伺える。家庭内での教育も重要であると考えられるが、内閣府（2019）の調査では、自身の子どもに対しインターネットに関する啓発や学習をさせていない

と回答した保護者は71.7%であったことが報告されている。多様化・複雑化するサイバー社会に対応しきれない保護者の戸惑いも少なからずありそうだと考えると、今回報告したA青年会議所における活動のように、親子でインターネット利用について学ぶ機会を設けることも効果的であるだろう。

大学生によるサイバー防犯ボランティア活動の利点は、大学生は未成年に対して年齢的に近いため、より説得力がある教育ができるという点であろう(四方・浦中, 2015)。慶應義塾大学(2018)で活動しているサイバー防犯ボランティア研究会は、大学生だからこそ頻繁に変わる流行への対応力を持つこと、年が近いからこそ同じ目線で説明できることを強みとして挙げている。本学サイバー防犯ボランティアが行った活動においても、参加者からは「大学生の皆さんが詳しく面白く説明してくれてよかった」、「大学生が楽しく教えてくれて、自分も楽しくなった」、「とてもわかりやすくすごかった」といった感想が得られており、特に小中学生や高校生に対する教育には大きな効果があると期待される。四方・浦中(2015)は、大学生が中高生にとっての将来の自分像として良い手本となる効果もあると述べている。このような活動は、サイバー防犯のみならず、非行一般の防止効果もあるかもしれない。同時に、このようなボランティア活動を通じ、参加する大学生自身に対しても大きな教育効果があることも、大いなる利点であると言える。

本学のサイバー防犯ボランティア活動はまだまだ始まったばかりである。2019年度のサイバー防犯ボランティアに登録をしている本学の学生は18名である。学生ボランティアは、卒業や進級により、メンバーは毎年変わっていく。そのため、本活動を後世に引き継いで行くことも視野に入れ、活動を考えていくことも必要である。この課題に対しては、第3著者が2006年から継続している、地域安全マップの学生ボランティア活動で培ったノウハウを取り入れていく(平, 2016)。さらに、今回報告した活動は年齢層が様々であった。世代により、知り得る知識、可能な対応は異なると推察できる。世代や地域住民のニーズに合わせた活動も考案していく必要があるだろう。他大学の活動も参考にしながら、犯罪心理学的視点を取り入れたサイバー防犯教育活動を推進し、地域へ貢献して行くことが今後の課題である。

引用文献

- 藤 桂 (2017). インターネット上の様々なトラブルと対応 太田 信夫 (監修)・都築 誉史 (編) シリーズ心理学と仕事 ICT・情報行動心理学 (pp. 51-74) 北大路書房
- 藤 桂・吉田 富二雄 (2009). インターネット上での行動内容が社会性・攻撃性に及ぼす影響—ウェブログ・オンラインゲームの検討より— 社会心理学研究, 25, 121-132.
- 平 伸二 (2016). 大学の防犯サークルと犯罪心理学教育 日本犯罪心理学会 (編) 犯罪心理学事典 (p. 632) 丸善出版
- 慶應義塾大学サイバー防犯ボランティア研究会 (2018). 主な活動 慶應義塾大学サイバー防犯ボランティア研究会 Retrieved from <https://cyberlab.sfc.keio.ac.jp/index.html> (2020年1月27日)
- 警察庁 (2013). 平成25年警察白書 日経印刷
- 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 (2018). サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル (モデル) 警察庁 Retrieved from <http://www.npa.go.jp/cyber/policy/volunteer/manual.pdf> (2019年12月18日)
- 警察庁 (2018). 平成30年におけるSNSに起因する被害児童の現状 内閣府 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/kentokai/41/pdf/s4-b.pdf (2019年1月31日)
- 警察庁 (2019). 令和元年警察白書 日経印刷
- 内閣府 (2017). 青少年のインターネット利用環境実態調査 (青少年用) 内閣府 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h29/net-jittai/pdf/kekka_c1.pdf (2018年5月24日)
- 内閣府 (2019). 平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 内閣府 Retrieved from <https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h30/net-jittai/pdf-index.html> (2019年12月18日)
- 小宮 信夫 (2007). 地域防犯活動のための基礎理論 (安全な街は、機会犯罪の少ない街) 竹花 豊 (監修)・樋村

恭一・飯村 治子（編） 地域の防犯 犯罪に強い社会を作るために（pp. 28-45） 北大路書房
四方 光・浦中 千佳央（2015）. サイバーボランティアをめぐって 社会安全・警察学, 2, 43-44.

Current Status and Issues of Cybercrime Prevention Activities by Volunteer University Students

Yoko SARAGAI Akemi OSUGI Shinji HIRA

This paper reports the results of three surveys conducted in the cybercrime prevention education by volunteer students of Fukuyama University. The results show that all participants have experiences using the Internet and most of them have their own internet device. It was also found that about fifty to eighty percent of elementary school students had a domestic rule regarding using the Internet, and about twenty percent of them had encountered dangers inherent in the internet use, whereas the survey for adults about former item resulted in forty percent and the result was seventy percent in the latter item. Finally, the issues and the future prospects for volunteer activities by university students were discussed.

【Key words: cybercrime prevention activity, cybercrime, volunteer university student】

顔写真を用いた探索型隠匿情報検査によるテロ実行犯の検出 ——事象関連電位による検討——

平 伸二¹ 岡崎 麻依²

(¹心理学科 ²福山大学大学院人間科学研究科)

本研究の目的は、指標として事象関連電位の P300 成分を用いて、模擬テロ攻撃シナリオ課題による探索型隠匿情報検査 (SCIT) の有効性を検討することである。そのため、非協力的であるテロリストのメンバーに対する検査を考案し、テロ実行者の顔写真をディスプレイに呈示するだけの受動的パラダイムを採用した。その結果、P300 最大振幅はテロ実行者と無関係の写真と比較して、テロ実行犯として割り当てた写真 (probe) で有意に大きくなることが認められた ($p < .001$)。この結果は、P300 を指標とした SCIT がテロ容疑者のグループからテロリストに関する情報を引き出せることを示唆する。

【キーワード 国際テロ 顔写真 探索型隠匿情報検査 事象関連電位 受動的パラダイム】

2020 年、日本では東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。最後に日本で開催されたのが 1998 年の長野冬季オリンピックであり、22 年ぶりの国内開催となる。国際的に注目度が高いオリンピックに対して、日本では開催に向けて様々な対策を行っている。

国土交通省 (2019) は、「セキュリティの万全と安全の確保」「アスリート・観客等の円滑な輸送」「外国人受入れのための対策・訪日促進」など計 6 つの施策に取り組んでいる。中でも「セキュリティの万全と安全の確保」は最初に取り上げられており、重要性が高いことが見受けられる。特に、世界中から多くの要人や選手、観客が集まるオリンピック・パラリンピックは、テロの標的となることは十分に考えられ、1972 年のミュンヘンオリンピックでは、イスラエル選手団を人質にして立てこもる事件が発生し 11 人が死亡、1996 年のアトランタオリンピックでは、コンサート会場で爆弾が爆発し 2 人が死亡、100 名以上の負傷者を出している。このような被害を東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で出さないために、「セキュリティの万全と安全の確保」の中では、テロ対策の推進が取り上げられている。内容としては、①テロ対処マニュアルの作成、②国民の意識向上を図るための広報・キャンペーン、③国際テロ対策等情報共有センターへのデータや知見の提供、④被害拡大防止対策が挙げられている。しかし、平 (2019) によると、日本では諸外国のように国際テロへの関心は高いとは言えず、警察庁が訴えている「官民一体となったテロ対策」について身近なものとして考えていないと報告している。

9.11 以降、国際的にテロ対策に関する研究が多く取り組まれている。Pavlidis & Levine (2002) では、模擬窃盗課題を実施し、有罪群と無罪群に対して「あなたは 20 ドルを盗みましたか？」と質問した。質問前後の顔面の皮膚温度をサーマルカメラで計測し、比較したところ、有罪群で 75%、無罪群で 91.7% の正検出率が得られた。これは空港警備のスクリーニングに利用することができ、今まで行ってきた質問に対する返答や仕草から主観的に判断する方法より妥当性が高いことを示している (平, 2019)。熱画像による研究は非接触式という利点から多く行われ、Gołaszewski & Widacki (2015) では顔面皮膚温度に関する 11 研究がまとめられている。11 研究のうち、6 研究が検出率 80% 以上、3 研究が 70% 以上と好成績であり、残りの 2 研究の検出率は 64~69%、記述なしとの結果であった。その他、テロ未然防止の対策として顔写真照合技術が挙げられる。警視庁 (2015) の報告では、平成 19 年以降、入国管理局は上陸審査時に外国人から顔写真情報の提供を受け、上陸審査時に当該顔写真情報と警察が保有するテロリスト等の顔写真情報を照合することでテロリスト等の上陸を阻止できると述べている。

このようにテロ未然防止に向けて、科学技術の活用の強化が進められているが、その中でもテロ組織のメンバーやターゲットを事前に特定することができるものとして、日本の科学捜査研究所で取り扱っているポリグラフ検査が挙げられる。ポリグラフ検査とは、被検査者の事件事実に関する認識の有無を明らかにすることを目的として行われるものである (小林・吉本・藤原, 2009)。1953 年に日本の警察活動に導入 (今村, 2000) され、現在では全国の都道府県警察において年間 5000 件以上実施されている (Osugi, 2011)。そして検査中、質問方法として使用され

ているのが、隠匿情報検査 (concealed information test: CIT) である。CIT は、裁決質問と呼ばれる犯罪事実を示す質問 1 つと、非裁決質問と呼ばれる犯罪事実ではないものの、裁決質問と同じカテゴリに含まれる複数の質問を組み合わせ作成され、各質問の呈示順序を変えながら複数回行われる (財津, 2014)。また、検査時点で検査者が事件に関する情報を知らない状態で実施される検査は探索型隠匿情報検査 (searching concealed information test: SCIT) と呼ばれる (桐生, 2008)。CIT と同様に SCIT でも、質問は事件事実の可能性の高い文章で構成され、質問に対する反応を分析する。例えば、殺人事件が発生し、首を絞められた遺体が見つかったとする。使用された武器の特定に至っていない場合は、以下のように質問する。

あなたが首を絞めるのに使ったものはネクタイですか？

あなたが首を絞めるのに使ったものはベルトですか？

あなたが首を絞めるのに使ったものはロープですか？

あなたが首を絞めるのに使ったものは電気コードですか？

あなたが首を絞めるのに使ったものはマフラーですか？

もし、被検査者が無実の者であるならば、すべての質問に対して同じような反応を示すと考えられる。しかし、被検査者が犯人かつネクタイを使用して犯行に及んでいた場合、ネクタイのみに特異な生理反応が現れる。この生理反応の指標として、現在日本では末梢神経系の自律神経系反応を用いており、皮膚コンダクタンス反応 (skin conductance response: SCR)、心拍数、規準化脈波容積 (normalized pulse volume: NPV)、呼吸運動といった複数の測度を同時に測定している (松田, 2016)。また、犯人特有の反応パターンとして、SCR の振幅増大、呼吸振幅の抑制、呼吸速度の減少、呼吸の停止、心拍の減少、NPV の減少などが挙げられる。

Meijer, Smulder, & Merckelbach (2010) は、SCR を用いた CIT の有効性を報告している。実験は模擬テロ攻撃シナリオ課題において、攻撃日、攻撃場所、標的対象に関する情報を記憶させたが、裁決項目で有意な増大が認められた。また、Meijer & Schumacher (2013) でも SCR を使用した SCIT の研究を実施している。5 名ずつに分けられた 20 グループに対して、テロに関するシナリオ作成を行わせた結果、国名を 20 グループ中 19 グループ、都市名を 19 グループ中 13 グループ、ストリート名を 13 グループ中 7 グループで検出した。つまり、20 グループ中で、国名、都市名、ストリート名まですべて検出できたのは 35% であった。しかし、模擬テロ攻撃シナリオ課題を行っていないグループでは、国名、都市名、ストリート名のすべてを検出したグループは存在せず、SCIT の有効性を示した。

また最近では、自律神経系反応以外の新しい指標が注目されている。それが中枢神経系を指標とした脳波による事象関連電位 (event-related potential: ERP) の P300 である。P300 とは被検査者にとって有意味でまれない情報が呈示されると、頂点潜時 300-600 ms で反応する陽性電位のことであり (平, 2009)、この P300 を指標としたテロ対策の研究も行われている。平・植田・濱本 (2019) では、テロ未然防止を目的として P300 を用いた SCIT を実施したが、結果として、攻撃日時・攻撃場所・攻撃標的のうち、攻撃日時において 86% の検出に成功した。さらに Meixner & Rosenfeld (2011) は、テロ攻撃の場所、方法、日付に関するテロシナリオ課題を実施して、参加者が課題中に知っていた項目について P300 振幅の増大が認められたことから、その有効性を報告している。

本研究では、P300 を指標とした受動的パラダイムによる SCIT を用いることで、テロ実行犯メンバー特定の可能性を検討する。受動的パラダイムとは、画面を注視するのみで、ボタン押しなどの弁別課題は行わないものである。写真呈示による受動的パラダイムを用いる理由として、被検査者が検査に積極的に応じない場合や外国人テロリストへの応用を想定し、言語に依存しない検査方法を検証するためである。顔写真を用いた受動的パラダイムの研究は、音成・黒田・柿木・藤山・鎗田 (1991) で実施しており、実験中、被検査者は画面に映る Target (既知顔 1 名) と Non-Target (未知顔 9 名) に対して、注視するのみであった。結果として、Target のみに顕著な P300 振幅が現れたことを報告している。このことから、本研究では模擬テロ攻撃シナリオ課題中に呈示された女性に対して、未知の女性よりも P300 振幅が増大すると推測する。実験の流れとして、模擬テロ攻撃シナリオ課題で実行犯の顔を記憶させた後、SCIT を実施する。顔写真に対する参加者の P300 振幅を比較することによって、組織犯罪の実行犯メンバーの検出が可能かどうかを検討する。

方法

参加者 実験の同意が得られた福山大学の学生 20 名とした (平均年齢: 20.7 歳)。なお、実験の実施に関しては、福山大学学術研究倫理審査委員会の審査を受け承認された。

装置 脳波測定には、TEAC 製携帯型多用途生体アンプ (Polymate AP1524) を用いた。視覚刺激は刺激出力センサーを用いて、パソコンのディスプレイに呈示した。

指標 脳波を測定するために、国際 10-20 法に従い正中線上の前頭部 (Fz)、中心部 (Cz)、頭頂部 (Pz) の頭皮上各部位に皿電極を電極糊で固定し、基準電極は両耳朶として導出し、時定数 3s、高域遮断フィルタ 100Hz で増幅した。そして、サンプリング周波数 500 Hz で A/D 変換したデータをハードディスクに保存した。上下方向の眼球電図 (electrooculogram: EOG) は左眼窩上下縁部から導出し、脳波に影響するアーチファクトを監視した。ERP は、刺激呈示前 200 ms から刺激呈示後 800 ms の 1000 ms 間を加算平均の対象区間とした。刺激呈示前 200 ms の区間を基線として、基線から $\pm 100 \mu\text{V}$ を超える電位を含む試行は自動的に分析から除外した。

刺激 顔写真は 1 m 離れたノートパソコンのディスプレイ上に刺激構成比 1:3 (probe: irrelevant) で呈示した。なお、probe 項目は模擬テロ攻撃シナリオ課題中に呈示された顔写真、irrelevant は脳波測定中に初めて呈示した顔写真とした。刺激呈示時間は 900 ms、刺激間隔は $2000\text{ms} \pm 20\%$ とした。顔写真は「顔表情データベース 2017」(Fujimura & Umemura, 2018) より無表情の女性 4 名を使用した。

手続き 実験参加者はシールドルームのある研究室で実験に関する説明を受け、同意書に署名をした。その後、実験者は「これから、模擬テロ攻撃シナリオ課題を行ってまいります。あなたはテロリストのメンバーであり、メンバー間の連絡役を担っていると仮定してください。これから心理学演習室 2 に行き、テロの計画者と合流してまいります。その人からテロ攻撃の指令書を受けとり、熟読してください。指令書を読み終えると、ある人物が写った写真が渡されます。その写真の人物はテロの実行者であり、その人物に指令書を渡さなければなりません。その人物の顔を覚えるために、渡される紙に特徴を書いてください。書き終えると指令書を渡しに行くよう指示が出るので、顔写真をメンバーに返却し、指令書をポケットに隠して、部屋を退出してください。」と教示した。模擬テロ攻撃シナリオ課題を実施する部屋では、どのように課題を進めるのか打ち合わせを終えた実験協力者が待機していた。実験協力者は、実験参加者が入室すると「連絡役の方ですね？おかけください」と述べた。

指令書
10月31日(木) 19:00 東京渋谷 ファミリーカーを利用して、スクランブル交差点を襲撃せよ ※車はレンタカーショップにて借り入れよ。レンタカーの審査で提出する身分証明書はこちらが準備したものを利用すること ※当日はハロウィンのため、警察が巡回していると考えられる。襲撃前に阻止された場合は速やかに車のロックをかけ、あらかじめ詰め込んでおいた可燃性の液体やガスに引火し自爆せよ ※襲撃に成功し、逃走することができる可能性を考慮し、仮装等で顔を隠して実行すること 逃走が成功した場合、こちらから連絡を取るまで他県で待機せよ

Figure 1. 実験参加者に渡した指令書

着席したことを確認すると「私が考えた計画です。内容の確認をお願いします」と言いながら、指令書を渡した。指令書の内容は、犯行日時、犯行場所、犯行方法等である (Figure 1)。実験協力者は、参加者が指令書を読み終えたのを確認すると「読みましたか？ポケット等、体のどこかに隠し、無くさないようにしてください」と述べた。隠したのを確認した後「さきほど隠した指令書をこの写真の人物に渡してください。写真の人物を覚えるために、この紙に特徴を記入してください」と言いながら、女性の写真を見せた。紙に特徴を書き終えたのを確認すると「写真はなくしたり見られたりすると困るので返してまいります。では、実行犯に指令書を渡しに行ってください」と

述べ、課題は終了とした。実験参加者は教示の通り、部屋を退出すると外で待機していた実験者に声をかけられる。実験者から、「部屋の中でのやり取りを観察させていただきました。あなたの身柄を押さえます。こちらに来なさい。」と教示を受け、研究室に戻った。その後、研究室で実験者は「あなたはテロリストの容疑で捕まってしまいました。しかし、写真に写っていた実行犯の特定はできておらず、実験者も誰が実行犯なのかわかりません。これからその人物を特定するために、脳波による情報検出検査を行います。シールドルームにお入りください。」と実験参加者に説明し、脳波測定を開始した。脳波測定後は、模擬テロ攻撃シナリオ課題中に呈示された女性の写真を確認する再認課題と被検査者の視力確認、内省報告を記入してもらい、指令書を回収して実験終了とした。

結果の処理 個人毎の4つの顔写真に対するPzの加算平均波形を算出した。加算回数は20回とした。また、個人毎のP300最大振幅をprobeとirrelevant別に平均し、HAD(清水, 2016)を用いて、対応のあるt検定を行った。

結果

全体の正検出率の傾向を分析するために、参加者20人分の測定した脳波をprobeとirrelevantに分け、20回の総加算平均波形(Pz)を算出した(Figure 2)。なお、模擬テロ攻撃シナリオ課題中に呈示された顔写真をprobe、その他の3名の顔写真をirrelevantとした。総加算平均波形をみると、probeにおいて500-600ms付近で最大の陽性波が見られている。

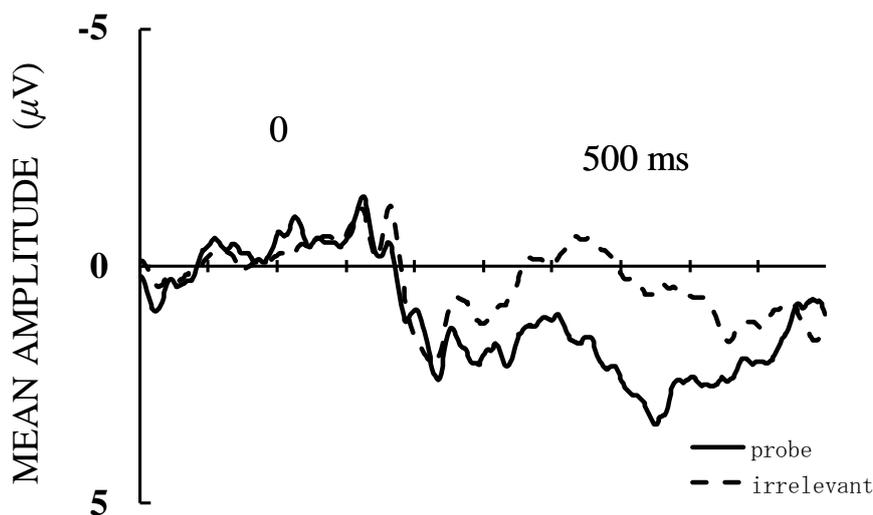


Figure 2. 全参加者における総加算平均波形 (Pz)

次に、probeとirrelevantに対するP300振幅の最大値の平均を示す(Figure 3)。t検定の結果、irrelevantに比較してprobeで有意に大きいことが認められた($t(19) = 3.789$, $p < .001$, $d = .826$)。また、項目別に個別判定を行ったところ、検出成功(probe > irrelevant)の参加者は17名(85%)であった。

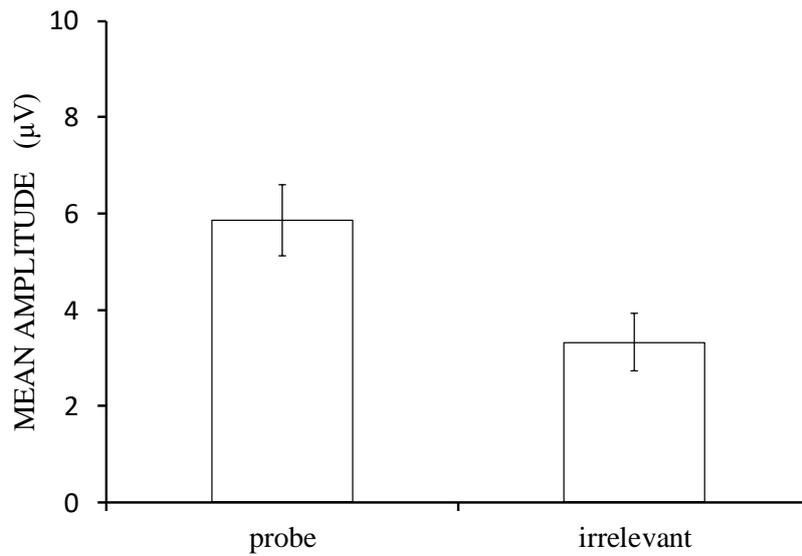


Figure 3. 項目別の P300 最大振幅 (エラーバーは標準誤差)

次に, probe と irrelevant に対する P300 潜時の平均を示す (Figure 4)。 t 検定の結果, probe と irrelevant の間に有意差は認められなかった ($t(19) = 1.586, p = .129, d = .382$)。

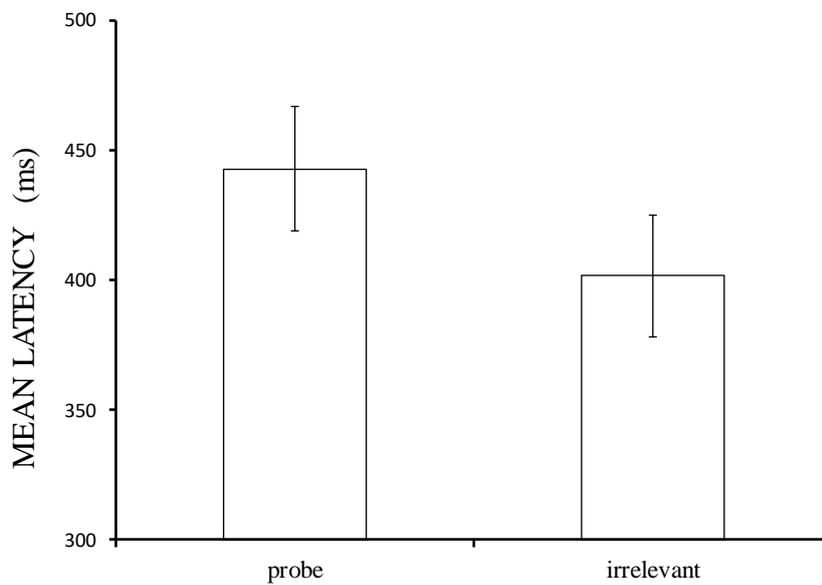


Figure 4. 項目別の P300 潜時 (エラーバーは標準誤差)

一方, 顔写真別に個別判定を行ったところ, probe が最大で検出成功の参加者は 11 名 (55%) であった (Table 1)。なお, 下線の数値は模擬テロ攻撃シナリオ課題中に呈示された顔写真に対する P300 振幅である。

Table 1. 各顔写真に対する P300 振幅 (単位は μV)

参加者番号	顔写真				検出正誤
	No.1	No.2	No.3	No.4	
1	<u>6.053</u>	1.634	5.378	1.897	○
2	5.382	<u>10.336</u>	5.107	5.740	○
3	2.485	5.099	<u>2.397</u>	0.309	×
4	-0.996	-0.542	-1.828	<u>1.763</u>	○
5	<u>8.450</u>	3.588	6.042	8.176	○
6	-2.519	<u>4.374</u>	1.637	2.664	○
7	5.038	5.466	<u>1.790</u>	3.397	×
8	6.412	1.947	1.546	<u>8.634</u>	○
9	<u>9.649</u>	6.050	6.233	4.218	○
10	1.389	<u>2.775</u>	1.546	1.160	○
11	2.061	1.683	<u>5.515</u>	0.981	○
12	5.088	3.927	4.271	<u>4.313</u>	×
13	<u>5.286</u>	2.798	4.584	5.969	×
14	13.630	<u>8.729</u>	11.718	13.721	×
15	4.397	2.519	<u>1.519</u>	5.634	×
16	1.000	1.821	-0.164	<u>4.401</u>	○
17	<u>6.794</u>	5.057	10.542	1.584	×
18	0.508	<u>4.588</u>	8.588	4.786	×
19	10.714	2.744	<u>14.760</u>	8.737	○
20	3.969	7.515	1.863	<u>5.088</u>	×
<i>M</i>	4.740	4.105	4.652	4.659	11名 55%
<i>SE</i>	0.872	0.573	0.912	0.720	

考察

本研究は、P300 を指標とした受動的パラダイムによる SCIT を用いて、テロ実行犯メンバー特定の可能性を検討することであった。本研究では SCIT を行っているため、裁決項目と非裁決項目といった概念は存在しないが、全体の正検出率の傾向を分析するために、模擬テロ攻撃シナリオ課題中に呈示された顔写真の女性を probe、その他の3名の顔写真の女性を irrelevant と分けて加算平均波形を求めた。その結果、probe に対する P300 の最大振幅が、irrelevant に比較して有意に大きいことが示された。probe (1名分の平均波形) と irrelevant (3名分の平均波形) に対する個人別の P300 最大振幅は、probe が irrelevant よりも 85% で大きくなっていた。これらの結果は、末梢神経系の SCR を指標とした Meijer et al.(2010)、Meijer & Schumacher(2013)の研究、中枢神経系の P300 を指標とした平他(2018)、Meixner & Rosenfeld(2011)が、probe の検出が可能であるという研究を支持した。本研究では、質問に対する返答、刺激弁別のためのボタン押し課題などへの協力が難しいと考えられる、テログループ、組織暴力団、特殊詐欺グループのメンバーに対しても、写真を注視させるのみの受動的パラダイムで検出可能性が示されたことに意義があると考えられる。

本研究では模擬犯罪課題であったため、実際のテロ行動時よりも probe の女性に対する関与度が低く、検出回避の動機付けも弱かったと考えられる。裁決質問の自我関与度が高いほど P300 振幅が高くなることは、三宅・沖田・小西(1987)の研究で示されている。彼らは、被検査者の自我関与度を操作した3条件(名前群・大学名群・学部名群)に対する P300 振幅を比較した結果、名前群と大学名群でのみ裁決項目と非裁決項目間の有意差が認められ、条件間では自己姓である名前群で有意な P300 振幅の増大が認められた。つまり、自己姓のような自我関与が高い刺激に対して、CIT の probe に対する P300 振幅がより増大することを見出している。また、Ben-Shakhar & Elaad

(2003)の研究では、皮膚電気活動を指標とした80の研究から収集された169実験のメタ分析を行い、検出率を向上させる要因として、動機づけの教示、虚偽の返答、5種類以上のCITの使用を報告した。さらにAllen & Iacono (1997)は、P300振幅によるCITの検出率が、検出回避で5\$の金銭報酬が得られると教示した群で最も高くなることを報告している。本研究で採用した模擬テロ攻撃シナリオ課題よりも、自我関与度と検出回避動機付けが高まるテロ行動時では、より有効な手法となると期待できる。

その一方で、4つの顔写真別にP300振幅の加算平均波形を算出し、P300最大振幅の値で比較すると、probeの正検出率は55%と低かった。この結果は、平(2009)で報告されている初期のP300研究における有罪群の正検出率88.3%を大きく下回った。また潜時については、項目別に有意な差は認められなかった。桐生(2008)のP300を用いたSCIT研究においても、検出成功率は8名中5名(62.5%)と低い結果となっている。この要因として、ボタン押し課題がないため強い回避動機付けがなかったことを挙げている。これらの結果から、言語に依存しない顔写真のみよるSCITは、現段階において改善の余地を含んでいると考えられる。

たとえば、検出失敗の実験参加者の個人波形を見ると、潜時のばらつきや明確なピークの欠落が認められた。このような現象は、事象の曖昧さや一時的な注意の散漫によって引き起こされ、試行毎に異なった潜時でピークが出現した可能性を示唆する(入野, 2006)。通常、P300によるCITを行う際は、3刺激オドボール課題を行う。この課題は、呈示刺激への注意と課題への情報処理活動を確認するために、裁決項目と非裁決項目に加えて標的刺激を呈示する。呈示比率は裁決項目1/6、非裁決項目2/3、標的刺激1/6として、実験参加者には標的刺激に対する右ボタン押しと標的以外の刺激に対する左ボタン押しを求める(平, 2009)。実際にFarwell & Donchin (1991)は、模擬スパイシナリオ課題で3刺激オドボール課題によるCITを実施した結果、有罪条件では20名中18名、無罪条件では20名中17名、両条件合計すると40名中35名(87.5%)を正確に判定した。

しかし、本研究では実務への応用を考え、テロリストが検査に積極的に応じない(=ボタン押しの協力が得られない)場合を想定して行ったため、顔写真を呈示するのみであった。さらに、実験手続き上でも、実験協力者と実験参加者が顔見知りであったことや、情報検出回避のための動機付けが金銭報酬を伴わない教示であったことも、実際のテロ行動時とは大きく異なっていた。平・濱本・古満(2014)では、実験研究で記憶するイベントは実際の犯罪捜査場面のように情動価の高い刺激ではないと報告している。本研究においても、検出失敗の実験参加者にとって、今回行った模擬テロ攻撃シナリオ課題は情動価の低いものであったため、probeの顔写真に対するP300振幅が低かったと考えられる。模擬犯罪課題を情動価の高いものにするには限界はあるが、中山・李(2018)のように、教示を行う実験協力者には変装させ、テロリストのような風貌で実験参加者と対峙させたり、報酬の操作を行って動機付けを高めたりする必要があると考える。

今後の展望として、刺激呈示に対するボタン押し課題を導入することによって、潜時のばらつきを防ぐとともに、顔写真に対する注意を持続させることが考えられる。これらの対策を講じた組織的な実験を繰り返し、probeに対して明瞭なP300振幅が示される方法を開発し、個別判定の正検出率の向上に繋げていきたい。

引用文献

- Allen, J. J. B., & Iacono, W. G. (1997). A comparison of methods for the analysis of event-related potentials in deception detection. *Psychophysiology*, 34, 234-240.
- Ben-Shakhar, G. & Elaad, E. (2003). The validity of psychophysiological detection of information with the Guilty Knowledge Test: A meta-analytic review. *Journal of Applied Psychology*, 88, 131-151.
- Farwell, L. A., & Donchin, E. (1991). The truth will out : Interrogative polygraphy ("lie detection") with event - related brain potentials. *Psychophysiology*, 28, 531-547.
- Fujimura, T., & Umemura, H. (2018). Development and validation of a facial expression database based on the dimensional and categorical model of emotion, *Cognition & Emotion*, DOI : 10.1080/02699931.2017.1419936
- Gołaszewski, M., Zajac, P., & Widacki, J. (2015). Thermal vision as a method of detection of deception : A review of

experiences. *European Polygraph*, 9, 5-24.

- 平 伸二 (2009). 脳機能研究による concealed information test の動向 生理心理学と精神生理学, 27, 57-70.
- 平 伸二・濱本有希・古満伊里 (2014). 新たな多重プローブ法を用いた P300 による隠匿情報検査における脳波加算回数の検討 福山大学人間文化学部紀要, 14, 99-106.
- 平 伸二・植田善博・濱本有希 (2019). 実験参加者作成の模擬テロ攻撃シナリオ課題による探索型隠匿情報検査 日本生理心理学会第 37 回大会発表.
- 平 伸二 (2019). テロリストの検出とテロ計画の情報収集 越智啓太 (編) テロリズムの心理学 (pp. 109-125) 誠信書房
- 今村 義正 (2000). ポリグラフ検査の日本への導入 平伸二・中山誠・桐生正幸・足立浩平 (編) ウソ発見一犯人と記憶のかけらを探して— (pp. 60-69) 北大路書房
- 警視庁 (2015). 警察庁国際テロ対策強化要綱. [<https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/index.html>] (2020 年 1 月 10 日確認)
- 桐生 正幸 (2008). ポリグラフ検査における P300 を用いた探索質問法の検討 関西国際大学紀要, 9, 67-75.
- 小林 孝寛・吉本 かおり・藤原 修治 (2009). 実務ポリグラフ検査の現状 生理心理学と精神生理学, 27, 5-15.
- 国土交通省 (2019). 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国土交通省の取組. [<http://www.mlit.go.jp/common/001274737.pdf>] (2019 年 10 月 17 日確認)
- 中山 誠・李 韓碩 (2018). SCIT による意図的テロ行為の検出 日本心理学会第 82 回大会発表.
- 入戸野 宏・堀 忠雄 (2006). 事象関連電位入門 広島大学総合科学部紀要IV理系編, 26, 15-32.
- 松田 いづみ (2016). 隠すことの心理学: 隠匿情報検査からわかったこと 心理学評論, 59, 162-181.
- Meijer, E., Bente, G., Ben - Shakhar, G., & Schumacher, A. (2013). Detecting concealed information from groups using a dynamic questioning approach: Simultaneous skin conductance measurement and immediate feedback. *Frontiers in Psychology*, 4, 68.
- Meijer, E., Smulder, F., & Merckelbach, H. (2010). Extracting concealed information from group. *Journal of Forensic Science*, 55, 1607-1609.
- Meixner, J. B., & Rosenfeld, J. P. (2011). A mock terrorism application of the P300-based concealed information test. *Psychophysiology*, 48, 149-154.
- 三宅 洋一・沖田 庸嵩・小西 賢三 (1987). 虚偽検出指標としての事象関連脳電位における刺激の自我関与度の効果 科学警察研究所報告法科学編, 40, 90-94.
- 音成 龍司・黒田 康夫・柿木 隆介・藤山 文乃・鎗田 勝 (1991). 視覚刺激による課題非関連性事象関連電位: 電子スチル写真を用いた新しい刺激法の提案 脳波と筋電図, 19, 25-31.
- Osugi, A. (2011). Daily application of the Concealed Information Test: Japan. In B. Verschuere, G. Ben-Shakhar, & E. Meijer (Eds.), *Memory detection: Theory and application of the Concealed Information Test*. New York: Cambridge University Press, pp.253-275.
- Pavlidis, I., Eberhardt, N. I., & Levine, J. A. (2002). Seeing through the face of deception. *Nature*, 415, 35.
- 清水 裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD: 機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- 財津 亘 (2014). ポリグラフ検査に対する正しい理解の促進に向けて 立命館文学, 636, 1155-1144.

*本研究の内容の一部は、中国四国心理学会第 75 回大会(2019 年)において発表した。

**本研究は JSPS 科研費 JP17K04475 の助成を受けたものである。

Detection of Terrorist Perpetrators Using the Searching–Concealed Information Test with Facial Photographs: An Event-related Potential Study

Shinji HIRA and Mai OKAZAKI

The purpose of this study was to examine the effectiveness of the searching-CIT (SCIT) in a mock terror attack scenario task using a P300 component of the event-related potential as an index. To achieve this, we devised a test for noncooperative terrorists and adopted a passive paradigm of simply presenting photographs of faces, including those of mock terrorist perpetrators, on a monitor. As a result, P300 peak amplitudes were found to be significantly larger in the photographs assigned to the terrorist perpetrators (probe) than in the photographs unrelated to the terrorist ($p < .001$). This result suggests that the P300-based SCIT can extract information about terrorists from a group of terror suspects.

【KEY WORDS: international terrorism, facial photographs, searching-concealed information test, event-related potential, passive paradigm】

心理療法における基礎的なコミュニケーション技法：感情に触れる

山崎 理央

(心理学科)

心理療法を効果的に進めるための基礎的なコミュニケーションの技法がさまざまに存在する。その中でも、クライアントの感情を扱うための技法を用いることは重要である。そのことによって、クライアントはセラピストに受け入れてもらえたと感じることができ、またクライアントが自分自身の感情をより見つけ、探究に向かうことができるからである。本稿では、そうしたクライアントの感情に触れることに際しての基礎的な技法について、感情の反映および感情の明確化を中心に述べた。

【キーワード 感情 共感 感情の反映/明確化】

いわゆる相談において提供されるもの

心理療法において、まず最初の段階として十分なアセスメントを行い、それからようやくセラピーが開始される、という手続きの方向性とも言えるものがイメージされる。しかし、古宮 (2017) も述べるように、アセスメントとセラピーはいつも同時に起きており、それは初回面接であっても、インテーク期間中の数回の面接であっても、あるいは数十回と重ねたあとの面接においてもやはりそうだと言える。この考え方に立つと、悩みを抱えたクライアントがセラピストのもとを訪れるとき、その出会いのときから心理療法は始まっているということである。

もちろん、広い意味での相談というときに、その目的とするものによってはこの考え方が共有されているわけではない。多くの相談は必要な知識や助言、解決手段を提供することを目的としている。その相談者のニーズに合致したものを提供するためには、まずは情報を収集する必要がある、そのために相談者の語りの内容を聴取するという流れは理にかなっている。相談者の抱える困難が、その必要な知識や助言、解決手段を得られていないことによるという要素が大きい場合には、それらが提供されることによって相談者の置かれた状況には改善が見込めるだろう。したがってそのためには、必要なものを提供する手前の段階として、いかに客観的で正確な情報を、効率的に、かつ十分に得られるかが問われることになる。

心理療法において提供を試みるもの

ところが、心理療法の場合には、このような手続きの方向性、つまりまずは情報収集をして、次に必要なものを提供することで問題を解決を図る、ということで解決に至るケースばかりではない。心理療法の場を訪れるまでに、クライアント自身があらゆる解決方法を探り、試みたあげく改善に至らなかった苦しみを抱えていることが多い。心理療法の場に持ち込まれる悩みは、そのような知識や助言、解決手段を提供されることによって解決が図れるものとは、性質の異なる悩みであることが少なくないのである。

一方で、そのクライアント自身がこれまで探ってきた解決方法そのものやその探り方が、残念ながら良いものではなかった可能性も当然ありうる。そのようなクライアントに対して、セラピストが適切な解決方法を提供し、実際に問題が改善すれば、それは望ましいことである。ただしこの場合でも、心理療法における配慮として忘れてはならないのは、クライアント自身のそれまでの試みや、その試みてきたということに対する尊重の姿勢である。

ここには<援助を受ける人>対<援助を与える人>という関係の図式があり、知識提供者としてのセラピスト

とそれを受け身になって与えられるクライアントという役割に、両者を固定する危険性が存在しているとも言える。もっとも、そのような単純化も一面的ではある。知識や助言、解決方法の提供によりクライアントの心理状態がある程度改善し、そこからクライアントの主体性が取り戻されていき、クライアント自身による問題解決がさらに進むという側面も当然考えられる。それでも、クライアントの気持ちを置いてけぼりにして、手続きを進めることを優先するのでは配慮が足りないであろう。

あるいは別の側面として、セラピストが早急に知識や助言、解決手段の提供に向かいたがるのは、表向きクライアントに必要なものを適切なタイミングで提供して役立ちたいというよりも、クライアントに（あるいは同業者や周囲の人に？）有能で立派なセラピストであると思われたいという、セラピスト側の都合や願望が優先されていることの表れである場合もあるかもしれない。これも、後者が先に立って前者が疎かになってしまえば問題である。

さらに、心理療法の場を訪れるクライアント自身も実際に、必要な知識や助言、解決手段を求める場合がある。「どうしたらいいのでしょうか？」と尋ねるクライアントには、「こうしたらよい」という回答を的確に示すのが役立つ対応に思える。しかし、先述のようなそもそも答えのないような問題であるケースに限らず、そのようなクライアントの発言は質問の形をしていたとしても、実はクライアント自身の何らかの感情の表現である（それは不安であったり、セラピストに対する不信感や依存願望、あるいは値踏みであったり、さまざまである）ことも多いのである。そうすると、その質問に対する回答をそのまま述べることは、クライアントのニーズに合致した適切な対応にはならないということになる。

クライアントの感情に触れること

クライアントはさまざまな感情を抱えて心理療法の場を訪れる。さまざまなことがらをセラピストに、その語りも語らないことも含めて全身で伝えようと試みてくる。悩みそのものにつわる客観的な情報をセラピストに伝えたいだけでなく、そのような悩みとともにある気持ちを伝えたい。そして、そのことがセラピストにきちんと伝わったのか、どのように伝わったのかを知りたい。そこで、心理療法の場においては、セラピストはもちろん必要に応じて知識や助言、解決手段を提供することはあるとしても、クライアントの表現するもの、クライアントの抱えている感情の理解に努め、その自分の理解を提供するという役割がある。

感情に触れられることによって、現実面でクライアントを取り巻く客観的な事態がそれでただちに変わるわけではない。しかしクライアントの感情に触れることは、クライアントとの効果的な援助関係を築き、クライアントが自己理解に向けた探求を自由に進めていける手助けとなる。したがって、その点においてクライアントに役立つことは、心理療法が展開していく上で大きな要素である。心理学的支援においてクライアントと接する際には、こうした意味で重要な、基礎的なコミュニケーション技法がさまざまにある。本稿では、その中でクライアントの感情に触れるための技法について触れておきたい。

*

感情の反映

クライアントに語られた言葉をそのまま借りて返す繰り返しの技法、いわゆるオウム返しは、ごく基本的でシンプルな技法のひとつである。クライアントの語りを聴きながら、フレーズや語尾を丁寧に繰り返しながら寄り添っていくこと自体、援助的な応答になるものであり、それによってセラピストはクライアントに関心を向けて

いるという姿勢を示すことができる。その中で特に＜感情の反映＞と呼ばれるものは、感情が語られた言葉を、セラピストが受け取ったそのままの言葉で返す技法である。クライアントの語りの中で感情を表現する言葉が現れたとき、そうした気持ちを込められた言葉を返すことによって、クライアントは自分の抱いている気持ちがセラピストから受け止められ、理解されたと感じることができる。また、クライアントが自分では必ずしも明確には意識していなかったその感情をセラピストから映し返されることによって、鏡に映った自分を見てその姿がわかるように、改めて気づき、吟味する方向に進むという働きもある。

<例>

話し手： あんなことを言われて……、がっかりしたんです。

聴き手： がっかりしたんですね。

話し手： そうなんです。だって、私は私なりに一生懸命やってきたんですから。

クライアントの言葉をそのまま借りて返すこの技法においては、その言葉にセラピストの考えや評価を乗せて伝えるものではない。しかしそれでも、語られた中のどの言葉を選んで応答するか（それはどの言葉を選ばないかということでもある）というところに、セラピストの価値観、そして選択が反映される。また応答のタイミングや量、頻度への配慮があつてなされるものであるから、ただ形だけ機械的に繰り返すだけでは逆効果となるだろう。

しかし一方で、この応答技法は非常に基本的でシンプルであるという性質だけに、単純＝簡単という先入観からか、むしろ逆におろそかにされていたり、なされているつもりでも実際なされていないことも多いのではないかと思われる。基本的な応答技法であることは同時に、心理療法の場に遍在するのが望ましいのであり、クライアントの表現に対応して的確に用いられれば非常に効果的なものである。大事なことは、クライアントの語りの中で、語りの内容にばかり重点を置くのではなく、クライアントにとって中核的で重要であろうと感じるところにしっかりと応じるということである。

感情の明確化

クライアントの語りを聴く中で、はっきりと語られてはいないが、クライアントがそう感じているであろうとセラピストに感じられることがある。その際に、クライアントが感じていることをよりの確に表していると感じられる言葉で返すのが＜感情の明確化＞である。

クライアントは自分の抱いている感情をうまくピッタリと言い表す言葉を、つねに見つけたり表現したりできるわけではない。うまく言い表せないが、しかし確かに何かを感じているという状態は往々にしてある。さらには、何らかの感情をいま自分が抱いていること自体を、必ずしもうまく自覚できているわけでもない。しかしそのクライアントの語りを聴くセラピストの中に、いまクライアントが感じている気持ちをありありと想像できたり理解できたと感じる局面が訪れたとき、それをセラピスト自身の言葉で応じるのである。

そうして、セラピストがクライアントの抱いている気持ちをよりの確に言語化して返せた（とクライアントに実感をともなって受け止められた）場合には、クライアントは自分が抱いている感情や置かれている状況、またそのような自分自身の存在がセラピストにより理解され、受け入れられたと感じることができる。セラピストとの心理的距離が縮まり、またクライアント自身の内面に向かう働きかけとなる。その助けを得て、クライアントは自分の抱いている感情をさらに吟味し、未分化であった感情をより明確にしていくプロセスが展開していく可

能性に向かうことができる。

<例>

話し手： そりゃあ確かに正論だけど、あんな言い方しなくてもって思ったんです。

聴き手： ……何だかとても理不尽な感じがして、戸惑われたんですね。

話し手： はい。本当に、なんて一方的なんだろうって（涙を浮かべる）。それで私……。

この<感情の明確化>は、<感情の反映>に比してクライアントの内面により深く近づこうとする働きかけである。一方で、セラピストの価値観や選択がより反映されることになるため、その応答がクライアント自身の実感とかけ離れていた場合には逆効果となり、またそうなるリスクも、クライアントの言葉をそのまま返す<感情の反映>に比して、より高いということが言える。セラピストの応答が仮にクライアントの実感からずれた応答であっても、たとえばその応答が断定的なニュアンスでなされると、クライアントは自分自身での主体的な吟味や気づきを経るよりも、「セラピストがそう言うのならそうなのだろう」と、むしろセラピストの意向に沿った形で決めつけてしまったり、それ以上の吟味を止めたりすることになりかねない。これはクライアントの主体的な自己吟味を妨げるという点で、非援助的な働きかけとなってしまう。したがって、<感情の明確化>はクライアントの感情をいたずらに探り当てたり暴き出したりすることとは異なるものである。

クライアントは自分の中にある感情をすべて言葉にできるわけではないし、その感情を自覚していない場合、あるいは受け入れていない場合もある。セラピストの援助的な働きかけとしての応答が助けとなって、そうした感情を見つめ、「明確化」がなされていくのである。それが自己吟味を促し、自己理解を進める上で役立っていく。

杉原 (2012) は、この<感情の明確化>は、セラピストがクライアントの心の中を推測し、それを言語化してクライアントに返すことから、次のような側面があるとしている。すなわち、<感情の明確化>は感情の解釈（クライアントの情緒や思考などについて取り上げて言葉で伝えること）であるとも言え、また感情の暗示的な誘導の性質も帯びており、さらに感情の教育的・形成的な働きも担ったものであるとし、そのようにとらえることでカウンセリングの実践がより豊かになると述べている。そうであるからこそ、この技法は慎重な配慮のもとに用いられる必要があるだろう。なお、成田 (2003) も共感と解釈の異同について検討し、両者の区別しがたく、互いに重なり合い、深め合って面接の進展をもたらす性質について指摘している。

ひとつの感情、複数の異なる感情、相反する感情

クライアントは、シンプルにひとつの感情を抱いているというよりも、きわめて複雑な感情を同時に抱いているものである。「悲しい」とクライアントが語ったからと言って、そのまま「悲しい」というひとつのラベルで表される感情を抱いているのではない。そのような場合には、セラピストが単純に「悲しいですね」と応じたところで、それが先述の<感情の反映>としては効果を持ちにくいだろう。そのクライアントの心の中にあるのは、「悲しいけれど、ちょっとつらいような、息苦しいような感じもあり、同じくらい鬱々した気持ち」ということかもしれない。あるいは、クライアントは同時に異なる種類の、場合によっては相反するような感情を抱えていることも少なくない。「悲しいけれど、気持ちの片隅にはなぜかほんの少しホッとしたような思いもあって、でも何だか腹立たしさも出てきて自分でも不思議な感じ」と語られる場合もありうる。

もっとも、語られたすべての感情を強迫的に漏れなく返そうと無理をすることに意味があるわけではない。また逆に、クライアントからたとえば「前向きに頑張ろうと思うけど、やる気が起きない感じ」と語られた際に、

セラピストの価値観からは語りの中の「前向きに頑張りたい」という思いのほうを促したくなったり、「やる気が起きない感じ」という語りの部分に対して受け入れがたさを感じるかもしれない。そのようなときに前者の感情のみを拾って言葉にして返すのが必ずしも援助的とは言えないだろう。クライアントが往々にして語る、複数の異なる感情、相反する感情は、クライアントがそうした感情を同時に抱いているという状態——葛藤やアンビバレンス——に置かれていることそのものを尊重して受け取るのがよい。そのことによって、クライアントはそうした身動きの取れなさというところをセラピストに受け止められたと感じられ、自分の中にあるあらゆる気持ちに安心して目を向ける可能性に開かれるからである。

*

援助的な働きかけとして

感情に触れることによって、クライアントは自分の語りや思い、存在がセラピストに受け入れられたと感ずることができる。それは、語ることへの躊躇が薄らいでいき、自由な語りが促されることへとつながる。そして、自分の感情に意識を向けて探究することができる。

なお、クライアントに自分の感情をより深く見つめるよう働きかけることが、そのときのクライアントにとって援助的である場合もあれば、そうすることが望ましくない場合もありうる。ただしこれは単純に、クライアントのポジティブで前向きな感情、社会的に望ましい感情は促進してよく、ネガティブでマイナスの感情は抑制すべきだということではない。逆にポジティブな感情表現こそを促すことが必ずしも望ましいとも限らない。ポジティブな表現、あるいは感情の表現を促進することそのものが望ましいというのではなく、そうした表現の促進がそのクライアントにとって援助的かどうかという観点が重要である。

聴き手の姿勢の表現のための技法

カウンセリング関係が進展するためにはセラピスト・クライアントそれぞれの要素があり、セラピスト側の要素として Rogers, C. R. (1957) の挙げた、無条件の積極的関心 (unconditional positive regard), 共感的理解 (empathic understanding), 自己一致／純粋性 (congruence / genuineness) の3条件がしばしば言及される。これらは Rogers のクライアント中心療法におけるカウンセリング関係のことと限定されず、あらゆる援助的人間関係において言えることであると考えられる。またここで Rogers が強調したのは、形式としての技術ではなく、セラピストの存在におけるあり方の重要性であった。

このセラピストの3条件について池見 (2010) は、Rogers が当初挙げていた無条件の積極的関心、共感的理解、自己一致のうち、自己一致は特に重要な概念であるにもかかわらず、いつのまにか抜け落ちて前二者のみが受容・共感として広まっていったと指摘する。そのためにセラピスト自身の存在、気持ちを消し去ったまま「受容的・共感的でなければならない」というとらえ方がなされがちだという。それは「古い時代のロジャーズ理論の誤解が作り出している呪縛」であると述べ、クライアントの語りを真摯に聴くリスニングは生身の人間同士の出会いとして、「技法」としてのとらえ方を戒めている。

山崎 (2018) でも触れたが、カウンセリングの報告で「共感に努めた」「共感的に関わった」という表現がしばしば用いられがちのように、共感とは聴き手の側で作りに出して与えるものであるかのようなニュアンスで語られる向きがある。しかし、技法を用いて受容・共感に努めたとして、それをもって実際に受容・共感ができたということになるかどうかは別問題である。クライアントを「理解する」「わかる」ことは、原理的には「理解したと思

う」「わかったと感じる」ことを超えることはできない。「わかろうとすること」は、言い方を換えれば「わかったつもりにならないこと」である (渡辺, 2019)。

何のための技法かということを離れると、クライアントというその人に向き合うという本質に近づくことはできない。したがって、本稿でも「技法」という名称で取り上げたが、当然ながら、以上はセラピストの姿勢の表現がクライアントへの働きかけとしてよりよく生きるための技法ということを前提として述べた。

引用文献

池見 陽 (2010). 僕のフォーカシング=カウンセリング——ひとときの生を言い表す 創元社

古宮 昇 (2017). 人とどのように会うのか?——初回面接・治療関係 臨床心理学, 17 (1), 23-26.

成田善弘 (2003). セラピストのための面接技法 精神療法の基本と応用 金剛出版

Rogers, C. R. (1957). The Necessary and Sufficient Conditions of Therapeutic Personality Change.

Journal of Consulting Psychology, 21 (2), 95-103.

(カーシェンバウム, H., ヘンダーソン, V. L. (編) 伊東 博・村山正治 (監訳) (2001). ロジャーズ選集 (上) 誠信書房)

渡辺 亘 (2019). 心理療法家の心構え 小松貴弘・渡辺 亘・中村博文 (編著) 時間のかかる営みを, 時間をかけて学ぶための心理療法入門 (pp. 85-99) 創元社

山崎理央 (2018). 心理療法における文脈および“今・ここ”という観点をめぐって 福山大学人間文化学部紀要 18, 105-117.

Basic Communication Techniques in Psychological Support: Touching Emotions

Rio YAMASAKI

Among several basic communication techniques for effective psychotherapy, it is particularly important to utilize techniques dealing with client's emotions, for they allow the clients to feel more accepted by the therapist. In turn, the clients open their hearts to the therapist and explore inside themselves. This article considers those basic, important techniques for empathizing and getting closer to the client's emotions.

【 Key words: emotion, empathy, reflection /clarification of feelings **】**

井伏文学揺籃期に見る竹久夢二の影響 — 中学時代の詩画集における少女的世界を中心に —

青木（秋枝）美保
（人間文化学科）

本稿においては、新資料、井伏鱒二高田類三（福山中学の同級生）宛書簡からの情報を踏まえて、井伏の文学揺籃期の世界観の特徴を明らかにする。井伏の福山中学時代の絵画・詩画に竹久夢二の詩・短歌が引用されていることを指摘し、そこに、明治末期の婦人雑誌における、自然と一体化する少女の心象世界、「オトメ」の感性共同体への自己の仮託があり、そこに超越的な表現の世界を構築することが、生きにくさを乗り越えるための戦略であったことを示す。【キーワード 井伏鱒二 竹久夢二 一九一〇年代文学】

はじめに

井伏鱒二文学揺籃期の動向については、自伝的作品や早稲田大学時代を描いた作品を除いては情報が少なく、ましてやそれ以前の歩みについては、影響が考えられる父や兄の漢文学や仏教についての言及があるのみで、これまでそれほど話題にされたことはなかったと言つてよい（注1）。

「二年半」という時間の意味についてはさておき、その生活は「仲間のところに遊びに行き度いとも思つたことはなかつた」ほど、「悠暢な、何者にも攪拌されない生活」であつたと言える。それは、どのような生活であつたのだろうか。それについては、これまで小説内部のわずかな表現の片鱗を覗いては何い知ることができなかった。

ところが、二〇一六年に、新資料として、井伏の福山中学時代の同級生の遺族から井伏の書簡約一七〇通がもたらされ、その中に井伏の文学揺籃期の事情を計る情報がかなり含まれていることが判明した。福山中学卒業前後の動向については、すでに前田貞昭が詳細に検討して論文「井伏鱒二の寄宿舎（福山中学校寄宿舎・誠之舎）在舎時期とその周辺事——福山誠之館同窓会架蔵資料調査から——」に発表している（注2）。また、青木（秋枝）が、この書簡の宛名人・高田類三の福山中学卒業直後の文学活動について明らかにしている（注3）。それらの調査によって、早稲田大学の畏友、青木南八亡き後、不遇をかこつた因島時代の井伏にとって、高田類三が文学の導き手として大きな存在となつていたことが明らかになつた。つまり、大正一〇年十月三十日の高田宛の井伏書簡の文面から、当時すでに代表的短歌雑誌『創作』、『アララギ』に作品を投稿し、ある程度の評価を受けていた高田が、井伏にとって、創作の資料提供者として頼みにする存在であつたことが指摘された。

井伏と高田は、福山中学時代の絵画サークルのメンバーで卒業後も活動が続けていたことが、高田宛書簡によって明らかになっている。中学時代の絵画については、藤谷千恵子編『井伏鱒二画集』（注4）に掲載されたものが知られているが、中には、自然の生物の写生の他に、詩を付した童画的な少女を描いた詩画集があり、これについての言及はこれまで全くない。この少女的な表現世界は、同じくこれまで全く取り上げられていない昭和三年発表の『少女画報』掲載の小品二作につながるものと言える。また、これに関連するものとして、美人画一幅がある。さらに、十代後半の作品と見られる自画像二種類があり、これには漢字で讃が記されている。これらの絵画作品についても、これまで取り上げられることがなかった。

一、井伏の中学時代の表現世界

―「煉獄」に対するオトメの感性共同体

『誠之館百三十年史』（注5）によれば、「きびしい学校の指導方針のもとに、舎生たちは、一方ではきわめて禁欲的な日常生活をおくりつつ、他方では、勉強とスポーツに青春のエネルギーを燃焼した」とのことで、舎生は、「日課の励行と時間の厳守」、「品位のある生活指導」、「娯樂的行為の禁止」、「暴力的行為の禁圧」の四つの方針のもとで、生活指導を受けた。腕白盛りの少年たちを指導する側の緊張感が推察される。

こういった厳しい日々の生活における井伏の生活感情の一端は、前掲前田の論文に紹介されている、昭和戦前期の『福山学生会雑誌』（注6）における一学生（福山学生会学生幹事の杉山壽雄）の訪問インタビュー記事（第88号（昭和一四年七月十日に掲載）の「井伏鱒二氏を訪ねて」）から推測される。これは、「井伏研究者の間では未紹介の訪問記事」という。

この記事は、「郷土出身の作家」となった先輩の井伏鱒二に、後輩学生が、その中学時代の生活について聞き書きしたものであるが、その中で、井伏は、中学一年の時に「皆に非常に可愛がられ」たが、それを「嫉ん」だ上級生から「虐め通」され、暴力を受けたことを挙げて「私の中学校時代は全くの煉獄の様なものでした」と述べ、さらに、「本当に私の学生生活殊に中学生々活はまるで悪夢をでも見て来た様です。」とその辛さを語っている。そして、そういった体験をすると「弱い者は非常に一生影響をする様な精神的打撃を打けるものなのです」と述べ、そのような行為が「鉄拳制裁なども流行した時代」の弊風であり、「人道許すべからざる事なのです」と、後輩に言い聞かせるように述べている。

ただ、「故郷にも懐しいものはありますよ。ですがそれは山や川や樹木だけなのです。そしてそれは非常に懐しいのです。又親しい友も居ります。」と述べており、井伏が、厳しい中学生活の中で、郷里の自然との交感、それも気の合った友人との休日の外出などにわずかに居場所を求めたことも窺われるのである。

次に挙げるのは、新資料、高田類三宛井伏鱒二書簡の最初期のもので、福山中学を卒業した大正六年八月の葉書である。井

伏と高田ら同級生数名が「蘇迷蘆会」という絵画サークルを作って活動していたことは青木（秋枝）の前掲論文にあるが、このサークルは学校公認の課外活動には記載がなく、生徒の全く自主的なサークルであると言える（注7）。次の葉書からはその活動の一端がうかがえる（翻字責任者 前田貞昭、以下同様）。

大正六（一九一七）年八月六日 絵はがき

《表》 芦品郡新市町K川 高田瑠璃三様

軀津にて 土岡／井伏

一 應平田宅ニヨルヲ 二時ニ迷蘆會ノ事

一、八月十日午後二時ヨリ

一、會費僅少

一、會場松ケハナ塩湯

一、創作持参ノヲ

但シナケレバソレデヨシ

右御通知申上候也

尚會場等ニ不同意ノ時ハ其ノ場合変ヘルトスル

福山市の戦前の絵葉書（年代不詳）に「福山入江松ケ鼻 備後」というのがあり、そこには、海岸から引き込まれた「入江」（現在は埋め立てられて、ない）とそこを航行する小舟が映っている。また、「塩湯」は銭湯のことのようで、戦前の福山市地図（『大日本職業別明細図』東京交通社発行 昭和十五年三月）に、入江の沿岸の御船町（当時の地名）に「潮湯」があるのが確認できる（注8）。

前掲の『誠之館百三十年史』によると、日曜日に帰省しなかった生徒の「ほとんど全員が、屋外でスポーツをするか、弁当・間食をたずさえて舟遊・遠足に出かけた」という。特に「舟遊」は、明治末期から大正初期もつとも好まれたリクリエイションであったとのことで、大正二年から七年まで、毎年二回以上八回程度実施された。これらの舟遊の際には、「福山入江」を舟行したようである。「入江」は海を遠望する景勝地で、スケッチに最適の場所であったと思われる。井伏たちはそこでスケッチをし、銭湯でくつろいで帰舎したのではなからうか。前掲の葉書における、絵画サークル「蘇迷蘆会」の集合場所は、その習慣が卒業後も引き継がれたことを推測させる。

この頃の井伏の画業については、藤谷千恵子編『井伏鱒二画集』（前掲書）に解説がある。中学時代の画業について、「福山中学校に入ってからは、良い絵の先生がいたりして、二・三年頃から漠然と将来は絵を描く人になりたいと思うようになった。

休日、眼鏡と絵の道具を持って写生に出かけたりした。」とある。これと同主旨のことは「半生記」にも述べられている。「良い絵の先生」というのは、東京美術学校出身の、美術の新風に触れた教師であった(注9)。これらの絵のうち、作成日時と名前を自筆で記した中学時代のものがある。

中学一年生(一九一二年、十四歳)

家、トンボと蝶、たけのこ、金魚、鯉(鉛筆・水彩)

※いずれも「第一学年 井伏満寿二」と自書されている(学校の提出物か)。

中学二年生(一九一三・大正二年)十五歳

嶺の雪の日(水彩)

※「1913 M. Ibushii」と自書。

中学四年生(一九一五・大正四年)十七歳

詩画集『ふるへる木の葉』(ペンと水彩) 1~8

※表紙に「ふるへる木の葉 Vol. 1 1915 M. Ibushii」と自書されている。

特に注目されるのは、詩画集『ふるへる木の葉』である。これは、「生家の蔵の中からみつけられた手作りの詩画集で、一冊に綴じられている」という。頁ごとに竹久夢二的な少女の絵が描かれ、童謡のような詩が添えられている。これについて、藤谷は次のような解説を付している。

井伏少年は、『少年世界』『少年』とかの雑誌を東京から取り寄せて読んでいた。中学へ入ってからは『日本少年』だったという。母親は『女学世界』を読んでいたそうである。「中略」大正初期、竹久夢二の絵が掲載されていた。井伏少年は、目にする雑誌の絵に倣って、詩画集を作ってみたのだろう。前年には有本芳水の詩集が刊行され、大変な評判だった。井伏少年も町の本屋で買ひもとめている。詩集を手にしたのは初めてで、何もかも目新しいものに感じたそうである。手作りの詩画集を作る一因となっているのかもしれない。

『ふるへる木の葉』には、少女像を描く挿絵と娘像を描く挿絵それぞれ三頁ずつがあり、それぞれの挿絵に一篇ずつの詩、短歌が添えられている。

(少女像に付された短歌一首と詩二篇)

1、小鳥等も梢をおりて鳴く日なり／ われに母あり おもふことなし。

2、ねむの木／ねむの木／ねやしやんせ。
お鐘が／なつたら／おきやしやんせ。／ ……。

3、岡の屋敷へ蔵たてゝ／蔵のとなり松うゑて／松のなりに竹うゑて
竹のとなり梅うゑて／梅の小枝に鈴さげて／その鈴ちやらく鳴る時は
嬢さまさぞく／うれしかる。うれしかる。

(娘像に添えられた短歌二首と短唱一篇)

4、いざ縫はむ／今日も一日／ぬひくぬひて／五年になりて／君にとつがむ。

5、はてしなき／なげき

6、悲しさも／はた／うれしさも／袖かさね／うたへば／なごむ／少女と／いふ日。

これらの短歌・詩のうち、詩2と3は、竹久夢二の詩の引用である。短歌1、4、6は、竹久夢二の作品集(『竹久夢二文学館』1～8日本図書センター 一九九三、及び『初版本復刻竹久夢二全集』第一期・第二期 ほんぷ出版 一九八五)に収録されているものの中からは該当の作品を見出すことができなかった。また、『芳水詩集』(一九一四・大正三年、実業之日本社)の中にも見出すことができなかった。

詩2は、童謡集『ねむの木』(一九一六・大正五年三月、実業之日本社 注10)冒頭に収録されている童謡と全く同じである。詩3は、『日本童謡撰 あやとりかけとり』(一九二二・大正十一年一月、春陽堂 注11)に収録された詩「鈴」と、冒頭と末尾の詩句が異なるのみで全く同じである。詩「鈴」は、「千畳座敷の唐紙育ち。／山を拓いて、蔵建てゝ、」と始まり、「蔵の隣に竹植ゑて」から「梅の小枝に鈴さげて」までは同じで、その後は「手綱絞の紐つけて、／その鈴ちやらく鳴る時は／坊ちやまさぞく嬉しかる。／嬢ちやまさぞく嬉しかる。」となっている。

これらの刊行本は、『ふるへる木の葉 vol.1』表紙に記載の「1915」よりも後に刊行されていることから、井伏はそれ以前に雑誌等に掲載されたものを見たと考えられる。藤谷が述べているように、井伏の母が購読していたという『女学世界』、また自らが読んでいた『日本少年』にも竹久夢二の作品は掲載されている。『女学世界』の目次(注12)を見ると、「日本の子守唄と若き旅人」という題目が、第一二巻第四号(一九一七・明治四五年二月二三日)に見られる。因みに、井伏の福山中学在学期間は、一九一二・明治四五年四月から一九一七・大正六年三月までである。その間の『女学世界』への掲載作品のうち、挿

絵・表紙絵以外に本文の目次に掲げられているのはこれだけである。

竹久夢二は、『あやとりかけとり』（前掲）の「序」において、その編集意図について、「一九一六年に出版した「ねむの木」に、その後古い本の中から、または諸方へ旅行した折々、口伝てに拾ひあつめた童謡幾篇かを書き添へ、一九一九年に出した「歌時計」の姉妹編のやうな形で、この本の出版を思立つた。」と述べている。傍線部からは、井伏の引用した詩2、3が『女学世界』掲載の「日本の子守唄」にある可能性を示唆する。

また、これらの絵について言えば、岩田準一編『夢二抒情画選集』上・下巻（昭和二年 宝文館 注13）に収録されている作品の内、巻末に示された初出一覧で『女学世界』掲載として挙げられているものには、「夕陽」（『女学世界』明治四五年七月）、「六月の夜」（同）、「団扇」（同 大正元年八月）、「若き母」（同）、「おばしま」（同 大正元年九月）、「一握の砂」（同）があり、これらはすべて着物姿の若い女性を描いたものである。

また、『日本少年』掲載の作品については、岩田の解説によれば、「明治四五年十月から大正元年十二月に亘つて」「少年の春」という題名で書いた「散文と小唄」、また「大正二年一月から十二月まで」、「思ひ出』(When I was young age) という題名で書いた「小唄」があり、これらはいずれも『絵入小唄集 どんたく』（実業之日本社 大正二年十一月）に収録されて「沢山の読者に永い記憶を植附けたもの」とある。その中には、「かくれんぼ」（『日本少年』 明治四五年七月）、「郵便脚夫」（同 大正二年一月）、「雪」（同 大正二年二月）、「山賊」（同 大正二年三月）、「どんたく」（同 大正二年四月）、「幼年時代」（同 大正二年七月）、「七つの柿（筆者注：「桃」の誤植か？）」（同 大正二年九月）、「郵便函」（同 大正二年十月）があり、これらの絵はいずれも少年や少女の群像を描く童画で、少年の感傷的な感情を歌った詩が付されている。

竹久夢二の抒情の特徴は、前掲の詩の中から挙げるとすれば、詩「幼年時代」に代表される失われたものへの切ない愛着と言える。そして、少年を描く作品においては、それは自然の生き物との交流において体験される。例えば、「幼年時代」の冒頭の一節に「死んだ蛍を紙袋へ入れて／水を飲ましたら紙袋がとけて／生きた蛍が飛んで逃げた。」とあるように、失われたものを歌うことは「死んだ蛍」を生き返らせることであり、それは歌う詩人の心をも自由にすることにつながると言つてよい。竹久夢二の詩は、失われたものを抱く人、つまり移ろう時間を生きる少年、少女、また家を離れて嫁ぐ娘、花嫁、旅芸人などが主人公で、彼等の欠落感を通して失ったものの遺す余韻に浸るものと言える。

昔の歌（その一）

生れ在所の唐国寺御堂のわきの白壁に

かいた小唄のなつかしや

『お墓のうへに雨がふる。』

あめ あめ ふるな。雨降らば

五重の塔に巢をかけた

かあいゝ小鳥がぬれやうもの』

『松の梢を風がふく。』

かぜ かぜふくな。風吹かば

今日巢立ちした小雀が

路をわすれてなかうもの』

あのなつかしい唄の節

けさずにあれば今もある。

(『夢二抒情画選集 下』 注14)

ここには、入れ子型のフレームが幾重にも仕掛けられている。すでに消されて今はない寺の御堂の白壁に書かれた唄、その唄の中に描かれた、雨に打たれて巢を失った小鳥、風に吹かれて路を忘れた巢立ちしたばかりの小雀、それらはいずれも大事なものを失った者たちである。そして、それは「なつかしさ」を通して、その昔唄を書き付けた詩人のその昔の心に遡及しながら、現在の行き悩む詩人自身の感情を引き出す装置となっている。

ちなみに、詩の半ばにはめ込まれた二重カギ括弧内の歌は、童謡集『ねむの木』（前掲）に収録された童謡で、井伏が引用した「ねむの木」の歌の次に収録されている。つまり、夢二の表現世界は、幼年時代の自然体験が核としてあり、それを失われた現在から回想するという二重の構造を持つ。そこには、自然の中の弱い生き物たちと、それに共感する弱者としての少年の姿があり、それは現在の弱き生活者の詩人自身につながっていく。

夢二の歌に歌われているのは、失われたもの、他、身近な者と別れたり、はぐれたりして感じる「やるせなさ」、「はかなさ」など、その不在感からくる孤独感であり、それがいずれも身近な自然の中に流れ出してゆくとところに特徴がある。そこでは、作品世界に住むもの―人間と自然の生き物―がそれぞれの孤独感で次々につながって感傷の連環を作り、非現実の世界に感性の共同体を作っている。童謡の中では自然の生き物との交流であるが、官能的な歌になると、その対象は女性になっている。その代表的な作品が「宵待草」の「待てど暮らせど来ぬ人」を待つ女への共感である。

井伏の『ふるへる木の葉』には、夢二の絵や詩に漂うロマンティズムが強く感じられる。いずれも少女像に添えられた詩や短歌には、木や小鳥など自然の生き物との交感に心弾ませる少女の幼い抒情性があり、娘像のそれには、嫁ぐ人への思いや「なげき」、「悲しさ」、「うれしさ」に胸をときめかせる乙女の感傷性がある。詩には五七音のつらなりや同音の繰り返しに、手まり歌や数え歌、子守唄のような軽快なリズムがあり、いずれも竹久夢二の詩画に通ずる少女や娘の抒情的世界がある。

井伏の詩画集における短歌1、4、6は、井伏の独創であるか、また他の作者の引用であるか今のところ極めがたいが、毎日の縫い物の一針一針に思いをこめて嫁ぐ日に思いを馳せる乙女の姿や、「うたへばなごむ」少女の姿には、夢二に通ずる、女性の心の世界への自己投影の方法があると言える。ただし、これらの詩にあるような少女や娘の満ち足りた世界は夢二の短歌にはあまり見られない。

夢二の短歌は恋の歌が多く、官能的なものも多い。短歌の中に「小鳥等」の出て来るものを探してみると、次のようなものがある。

小鳥等は巢に帰りゆくいざ女今宵の宿をさがしにゆかむ
鳥は巢へ狐は穴へ帰る頃巢なき男は浅草へゆく

(『夢二画集 花の巻』明治四三年五月 洛陽堂 注15)

ここでは、巢に帰る「小鳥等」や「狐」と、巢のない男、あるいは女とを対比し、男のやるせなさを描いている。

これに対して、短歌1は「小鳥等も梢をおりて鳴く日なり／ われに母あり おもふことなし。」とあり、「小鳥」と「われ」を対比する仕組みは同じであるが、警戒心なく梢をおりて鳴く鳥は「われ」と共にあり、また「われ」には「母」もあって、何も思い煩うことがないという幸福感を歌っている。夢二の短歌に「泣くときはよき母あり遊ぶにはよき姉ありき少年の頃」(『夢二画集 夏の巻』明治四三年四月・洛陽堂 注16)というのがあり、それは満ち足りた少年の頃を回想するものとなっているが、短歌1の場合は今まさに少年時代の満ち足りた体験をリアルタイムで歌うものとなっていると言えよう。

一方、夢二の短歌ではなく詩であれば、これに近いものがある。詩「春の絵」(『小供の国』明治四三年十二月 洛陽堂 注17)がそれである。

木の枝では、小鳥がチ、チ、チ、と歌ふ。

開いた絵具箱のうへを蝶が舞ふ。

カンバスは、次第くに彩られてゆく。

この詩が描く少年の姿には、休日に寮を出てスケッチを楽しむ井伏に通じるものがある。挿絵には、スケッチに行く洋装の少年が描かれている。井伏は、夢二が描く、このような少年の自然との幸福な交流の世界に、自らの生活の幸福を見出していたのではなからうか。

そういったことは、短歌4、6でも同じように言える。夢二の作品においては、「嫁ぐ」ことに幸福を感じる女性は描かれていないように思われる。例えば、詩「嫁入り」(『青い小径』(大正一〇年七月 尚文堂 注18)には、「世間の親は／かうしたものと／人も言ふから／あきらめて／多くの娘が／するやうに／だまつて／お嫁にまいましたよ。」とあり、世間の定めに従って「あきらめて」嫁ぐ娘の思いが描かれており、夢二の描く女性は大半が社会の中で思うに任せず、やるせない思いを抱く女性たちである。短歌4のように年満ちて縫い物が完成して嫁ぐ日を喜ぶといったものはなく、子供や思い人のために縫い物、編み物をする夢二の女性たちは、縫っては破け、編んではほどけ、シジフォスの神話のように永遠に徒勞の営み続ける姿で描かれている。例えば、詩「母」(『夢のふるさと』収録大正八年八月 新潮社 注19)、詩「靴下」(『青い小径』前掲)などがそれである。

また、もう少し年齢の低い「少女」を描いた場合でも同じことが言える。夢二の詩(あるいは短唱)「春宵譜 ある少女の手記より」(『春の贈物』収録 昭和三年 春陽堂 注20)から、短歌4、6と類似の表現を持つ部分を挙げると、次のようになる。

悲しみかはた歎びか／わがしらず／春の心にしづむころかな

〔中略〕

君がため／あむ靴下の爪紅に／かかるは雪か吐息か

〔中略〕

君がため／夜ごと夜ごとに窓をあけ／心をとちてまぢぬいっよ五夜は

短歌6と「悲しみかはた歎びか」の歌を比較すると、夢二の場合が「春の心にしづむ」思いが「悲しみ」か「歎び」かと決めたかかっている物思いの様子を歌っているのに対して、短歌6は、「悲しみ」「歎び」を挙げる歌の構えは同じであるが、いずれの思いも「うたへばなごむ」と歌うことの楽しさを表現することに収斂するところは対比的である。短歌における年数の使い方も同じことが言える。「五夜は」心を閉ざして待つという夢二の表現には、「君」が来るまでの期間を限定することで来ないかもしれない「君」の来訪を確実なものにしたい切ない乙女心が秘められている。短歌4では、「五年になりて」は年満ちる意味が強く、それは「嫁がん」という娘の意志の強さにつながる。

短唱5「はてしなきなげき」に附された絵は、顔を掩って嘆く着物姿の女性像であるが、夢二の絵に多くある同じような嘆く女性像の垂流と言えらる。しかし、以上見て来たように、中学四年生前後の十代半ば制作の本詩画集にはその女性の「なげき」の具体的な表現は見られず、あるのは少女や娘の満ち足りた抒情的な世界だと言つてよい。夢二的な表現の構えを借りながら、夢二の作品に描かれた少年少女の自然との交流や娘の未来への希望に自らの幸福を見出し、自らもそのような世界を言葉と絵で構築することに無類の楽しみを見出していた少年井伏が想像される。そこには中学校での「煉獄」のような辛さの中で、表現世界に別世界を構築することによって、厳しい現実を生き延びようとする方策を見ることが出来る。そこに、夢二的表現に影響を受けた井伏文学の原点を見出すことができる。

こういった感性は、大正末年まで続いていくと考えられる。前掲の『井伏鱒二画集』には、「木蔭」と題する美人画が収録されている。これは、井伏生家に所蔵されている(注21)。この軸には「井伏鱒二 木蔭 大正十三年一月 表装」と墨書されている。藤谷は「一九二一(大正十)年から一九二三(大正十二年)にかけて、東京と郷里の間を何度も行ったりきたりすることになる。そのいずれかのときに生家で描かれたもの。」と解説し、日本美術学校別格科での受講内容との関係を示唆している。その美人画制作との関連を推測させる高田宛の葉書が一通ある。

葉書〔大正九(一九二〇)年五月一日あるいは四日〕(初公開)

《表》備後苜品郡新市町 高田類三様

松坂屋と三越と白木は先日一應まはりましたが店にならべられてあるのも来て居る人のも、ひきたつのをかけてゐる人はありませんでした。神田で一ついゝのを見ましたが うつしたのをなくしたのでおいしいことをしました。で、通りすがりや電車の中で私として見たところいゝと思つたのをざつと描いたまゝですけれどお送りします。今度はゆつくりといゝのをお送りしたいと思つてゐます。襟は何といつてもくどくど、はいけません様です。春のせいか当地は薄紫色のそれが流行してゐます。〔後略〕

ここには、女性美への関心とその視覚的な鑑賞と再現への情熱が伺われる。

以上のような女性的感性の傾向をうかがわせるものとして、小説「槌ツア」と「九郎ツアン」は喧嘩して私は用語について煩悶すること(注22)に登場する「槌ツア」の娘「お花ヤン」と村長の娘「お小夜サン」の文通の文章が想起される。

「川べに立つ乙女より、なつかしの心の君様へ。霞の空の雲雀のやうに、はるかに高く清き私たちの誓ひは、たがひに忘れじ忘れまじく、云々」

この手紙は校長から咎められ、以後文通は禁止されるのであるが、これまでの井伏の中学時代の詩画集、卒業後の葉書を見れば、ここに井伏の中学時代前後の生活感情の一端があることを想像することはあながち無理ではないように思われる。それらは、まさしく井伏の母が購読していたという『女学世界』といった婦人雑誌の投書欄の文章にその情報の源があると言える。

川村邦光は、『女学世界』の読者投稿欄「誌友倶楽部」一九一六（大正五）年の文章を分析した結果、そこに文通を介して構築されている「（想像の共同体）の共同性／共通性」を見出すとともに、それがロマンティックな独特の文体を通してなされていることを指摘し、その文体を「オトメ体」、その共同体を「オトメ共同体」と名付けた（注23）。こういった読書欄の傾向は、嵯峨景子の調査によると、『女学世界』（創刊一九〇一・明治三四年）に前述の「叙情的な文体」が現れ出すのは一九一五（大正四）年であり、一九一八年（大正七）年にピークを迎えて、一九二〇（大正九）年から激減するとしている（注24）。このような『女学世界』の受容史は、井伏の中学時代（一九一二・明治四五年～一九一七・大正六年）にそのまま重なっている。井伏の表現世界は、母を通じて受容されたこのような少女的抒情の世界への共感から始まったと言える。そこには、現実社会において弱い立場におかれていた女性たちの、生き抜くための方策があったと言っている。

そして、作家となった井伏は、小説「山椒魚」発表の前年に少女小説を二篇発表している。

○「幻のさゝやき」

『少女画報』・東京社 昭和三年一月一日 第十七卷第一号（『井伏鱒二全集』一卷所収）

角書き 本文表題「少女物語」、目次表題「少女哀話」

○「永遠の乙女」

『少女画報』・東京社 昭和三年十二月一日 第十七卷十二号（『井伏鱒二全集』一卷所収）

角書き 本文表題「神秘小説」 目次表題「少女物語」

『少女画報』には竹久夢二も作品を発表しており、井伏は中学時代に読み親しんだと思われる作家夢二と並んだと言える。

井伏のいずれの小説も「美智子」という少女が主人公で友達のもうひとり少女との死を介した交情を描いている。「幻のさゝやき」は、「お兄様」に連れられて隠岐の島へ旅行に出かけた「美智子」が、旅館の娘「麗ちゃん」という美少女と櫓遊びをする話で、吹雪の中で「麗ちゃんが好きよ」とくり返しささやくというもの。「永遠の乙女」は、美智子と葉子が登山をする話で、葉子が滑落して落命、その麓の川べりに住み着いた美智子が五〇年を経て、その川にオフェリアのように流れ着いた葉子の遺骸に巡り会うというもの。「麗」も雪の中の遊びで病に倒れるのであり、生命を超えて結び合う二人の友情が描かれる物語である。そこには、青木南八の死の主題が響いていると言える。小説「鯉」の発表は、一九二六（大正一五）年九月である。

二、井伏の早稲田大学時代の表現世界

―青木南八の「近代リリズム」の主張

中学卒業後の井伏は、早稲田大学文学部仏文学科での西洋文化、特にフランスの世紀末文学の世界を知ることとなる。それを畏友・青木南八の講演草稿「ジャン・ジャック・ルソーの性格とフランスに於ける近代リリスムの起源」、*「ボードレールの散文詩について」*から見ておきたい（注25）。いずれも「青木南八遺文」中の文章で、前者は、早稲田大学恩賜館での月例会講演草稿を「校訂」したもの（大正一〇年五月）、後者は早稲田大学講堂でのボードレール記念祭における講演草稿を「補正したもの」（大正一〇年一月）という但し書きが付されたものである。

前者において、青木は、十七世紀のフランスにおいては文学が社会化した結果、リリスムが失われ、個性や自我が影を潜めたのに対し、ルソーは、自我と感性重視の表現を主張して、十八、九世紀のフランス文学史に大きな影響を及ぼしたとし、その意味で「近代人の最初の人」と位置づけている。

以上を要約してみると、ジャン、ジャック、ルソーは、意的には弱い、さうして不思議な洞察力といふか、智恵の鋭さといふか、さういふものを具へてゐた。そしてまた、驚くべき鋭敏な異常な病的なサンシビリテの為に苦しんだ不幸な人間であつたといへる。さうして、人間を嫌ひ、社会を嫌ひ、自然を好み一言ひ忘れたが、ルソーのサンシビリテは自然に對しても十分鋭敏であつた、自然の美を正確に深刻に感じ得、又描き得た人として「中略」仏蘭西に於ける最初の人ともいへよう、――孤独を好み、要するに自己そのものにもつとも興味を感じて、もつとも多く、もつとも自由に、自己自身を語つた人であつたといへよう。

ここでは、「自我を語る芸術」「詩」、そして「詩」を構成する「感情」の重要性が指摘され、「リリックは純然たる自己の感情の表現だ」というところに帰着していく。

後者においては、ボードレールの散文詩「巴里の憂鬱」を取り上げて、ルソーに共通する心性を指摘している。「巴里の憂鬱」の特徴を「ビザールな、エトランジな、極端に非現実的な、しかも非常に力強い芳醇な、エフェを持つもの」とし、そこに描き出されるのは「極端に非自然的な、極端に人工的な、感覚美の世界」であり、それがボードレールの「此の現実世界、現実の人間、人生といふものに対して持つてゐた *degoût* 嫌悪の情」から生じたものだ」と指摘している。

これらの論には、共通して厭世的な社会観とそれに対抗して作られた感性による美的な世界への陶醉と没入を主張する姿勢があると言つてよい。それは明らかに反自然主義的な主張であつて、そこには、自然主義の拠点としての『早稲田文学』に代わつて新たな時代を開いていこうとする青年の感性と意気を感じることができる。そして、青木のこの主張は、井伏がこれまで作り上げてきた、生き延びるための夢二的表現世界に共通する心性と言える。高階秀爾は、「世紀末の画家「竹久夢二」（注26）において「短い一時期」ではあるが、明治末年から大正期にかけて、日本の画壇は「西欧世紀末芸術の波」をかぶつ

ていたとし、その代表として「青木繁、藤島武二、竹久夢二という系譜を考える」という意見を述べている。

井伏が体験した早稲田大学の学生生活は、「鶏肋集」の「早稲田生活」にその一端を見ることが出来る（注27）。そこで井伏は、「可成り心酔した」という吉田絃二郎の講義について「吉田先生の講義は感傷的で且つ情熱的」であり、「朗読調の熱弁でもつて青春の私たちをうっとりさせるのであった」として、「いま尚はつきりと覚えていて」というその語調を再現してみせ、「私は幸福であつた。そのやうに先生の講話はポエチカルに私たちをふんわりさせたのである。」と述べている。

このように、井伏は、大学の講義に現実から彼を守ってくれる新たなシェルターとしての「ポエチカル」な世界を見出したと言えよう。そこでは、井伏は「蘇迷蘆会」ならぬ、「アイズル会」なる学生の新たな表現共同体に所属していた。そして、「私達は世の中は暗くて生きて行くべくつまらないものとしていた。けれどもその実、少しも暗くもなかったのである」と感じ、自由な学生生活を謳歌していた。野崎歎は、井伏の早稲田大学時代に「文学部黄金時代」という表題を付している（注28）。井伏の回想文「青木南八」に「誰も彼も若くて健康であつた。第一、絶望した者や病人などは教室へ出て来なかつたのである」と述べている（注29）。そこには、「つまらない」「世の中」を尻目に「文学」や「芝居」などを語る言葉の世界に、超越的な価値を構築しようとする青春のエネルギーがあふれ、それを抑圧・管理しようとする社会に対抗する団結力があつた。その基盤には自己表現による、教師と学生が作り出すネットワークがあつたと言える。

おわりに

井伏鱒二の文学史における位置づけは議論の途次にあると言える。本稿においては、井伏の福山中学時代の詩画集への竹久夢二の詩画の影響を指摘し、井伏の文学的出発に明治末期から大正期にかけての耽美的な表現世界の構築があつたことを指摘した。それは早稲田大学時代まで続き、片上伸教授とのトラブルによってその表現世界が破壊されるところから、初めて井伏の文学は本格的に出発していく。

竹久夢二は、処女画集『夢二画集 春の巻』（一九〇九・明治四二年十二月 洛陽堂）が好評で、翌一九一〇（明治四三）年の内に続編三冊が続いて刊行されて一気に世に出て行った。同時代の動きを、白井吉見の『大正文学史』（注30）で辿れば、夢二が世に出たのは、反自然主義の動きが強まり、芸術至上派を中心とする詩人と美術家が一同に集結したパンの会の始まりと軌を一にする。それは一九〇八（明治四一）年の末に始まり、一九一〇（明治四三）年十一月の会を頂点として三年余りで途絶えたという。その中から出て行った石川啄木が『一握の砂』を刊行するのが、同じく一九一〇（明治四三）年十二月である。

この三年間の動きはその後の大正・昭和初期の文学の原点をなす坩堝であつたと言えるのではなからうか。長田幹雄の研究ですでに明らかにされているが、竹久夢二が人気作家となる前、『平民新聞』にこま絵と俳句を発表するとともに、荒畑寒村、岡栄次郎らと起居を共にし、「平民社へ出入りする同志」（『寒村自伝』昭和三五年版）であつたことは知られている（注31）。

岡栄次郎は、早稲田実業学校で夢二と同級生であり、夢二は岡から、マルクス・エンゲルスを教わったという（注32）。一九一〇（明治四三）年は、大逆事件における社会主義者の検挙が始まる年で、翌年一月二六日に処刑が行われた。石川啄木もその直後から社会主義に向かった。大衆作家としての夢二と社会主義は結びつかないというのが一般的な評価であるが、社会的な弱者としての女性や子供、旅芸人などへの共感の表現は、社会主義の精神の原点だと言える。夢二が民謡や童謡を収集し、民衆芸術への関心が強かったことも故なしとしない。井伏が、中学、大学と組織における弱者として辛い体験をしたことが、井伏文学の表現の姿勢を形作るようになったと考えられる。夢二文学がその原点にあったと言える。また、夢二が処女作を発表した洛陽堂は、『白樺』や恩地孝四郎の『月映』を刊行したことで知られるが、社主の河本亀之助は福山市沼隈郡出身である。井伏の中学時代の美術教師木山一雄は岡山出身で、東京美術学校卒業直後に福山中学に赴任した。井伏文学を地域の視点から見直す必要性を指摘しておきたい。

注

- (1) 『昭和作家のクロノトポス 井伏鱒二』（双文社 一九九六年）巻末「主題別参考文献」の「井伏鱒二の原風景」には、江戸期の地域の漢詩人、管茶山、井伏素老（父郁太の雅号）の影響を考察したものが多く、中学時代の詩画に触れたものはない。
- (2) 前田貞昭「井伏鱒二の寄宿舎（福山中学校寄宿舎・誠之舎）在舎時期とその周辺事福山誠之館同窓会架蔵資料調査から——」（『近代文学雑誌』30号 二〇一八年 月）
- (3) 青木（秋枝）美保「井伏鱒二未公開書簡の資料的意義——宛名人・高田類三の文学活動説明を通して——」（『日本近代文学』100集 二〇一九年五月）
- (4) 藤谷千恵子編『井伏鱒二画集』（筑摩書房 二〇〇二年三月）には、井伏が六十歳のときから約六年間通った荻窪の画塾時代の絵を中心に、「画塾以前と少年時代の絵により構成されている」という。井伏は、藤谷千恵子著『セザンヌの散歩道』に「序」を寄せている（『井伏鱒二全集』二七巻所収）
- (5) 『誠之館三十年史 下』（誠之館三十年史編纂委員会編 一九八九年三月）
- (6) 前掲前田論文に、この雑誌について「誠之舎（引用者注）同論文に「旧福山藩主阿部家によって設立・運営されていた学生寄宿舎」とある）に事務所を置く福山学生会が発行していた『福山学生会雑誌』である。」としている。
- (7) 『誠之館三十年史 上』（誠之館三十年史編纂委員会編 一九八八年三月）によれば、文化系クラブには雑誌部（主として校友会（誠之会）誌「誠之」の編纂）、講談部（大正五年度より「講演部」、大正十三年度より「弁論部」と改称）があるのみで、いずれも学校の教育内容に沿ったものである。
- (8) ここに紹介した資料（絵葉書、地図）は、シンポジウム「井伏鱒二未公開書簡の基礎的研究——同学コミュニティ」の説明

をめぐって」(二〇一八年一月二四日・二五日、福山市内)と同時に開催で行なった展示「井伏鱒二の仲間達―井伏鱒二未公開書簡から」(同会場)で公開。現在は、「福山市東川口町2丁目2」の信号に「松ヶ端」という地名が残る。

(9) 図画の担当者は、一年生から二年生の初めの一ヶ月まで大塚 泰(明治二五年、東京美術学校卒業)、二年生の六月から四年生まで木山一雄(大正二年、東京美術学校図画師範科卒業)が担当。木山は岡山出身。(『誠之館百三十年史』・『東京美術学校卒業生名簿 大正十五年』・『東京芸術大学百年史』による)。

(10) 『竹久夢二文学館 第8巻 童謡童話集』(日本図書センター 一九九三年)所収
(11) 注10に同じ。

(12) 『教育関係雑誌目次集成 第三期・人間形成と教育編』(日本図書センター 一九九〇年六月)

(13) 『初版本復刻 竹久夢二全集 第二期』(ほるぷ出版 一九八五年)所収

(14) 注13に同じ。

(15) 『竹久夢二文学館 第7巻 歌集』(日本図書センター 一九九三年)所収

(16) 注15に同じ。

(17) 『竹久夢二文学館 第3巻 詩文集I』(日本図書センター 一九九三年)所収、挿絵は、『初版本復刻 竹久夢二全集』(前掲書)所収本で確認。

(18) 『竹久夢二文学館 第2巻 詩集II』(日本図書センター 一九九三年)所収

(19) 注18に同じ。

(20) 『初版本復刻 竹久夢二全集 第一期』所収

(21) 注8の行事と同時開催の「井伏鱒二と同時代の画家展」(同展実行委員会 二〇一八年十一月二十一日〜二十九日 福山市内)で展示。

(22) 小説「槌ツア」と「九郎ツアン」は喧嘩して私は用語について煩悶すること」昭和十二・一九三七年十一月発行『若草』第十三巻第十一号、『井伏鱒二全集』六巻所収

(23) 川村邦光『オトメの祈り 近代女性イメージの誕生』(紀伊国屋書店 一九九三年十二月)

(24) 嵯峨景子『『女学世界』にみる読者共同体の成立過程とその変容…大正期における「ロマンティック」な共同体の生成と衰退を中心に』(『マス・コミュニケーション研究』78巻 二〇一一年)

(25) 「青木南八遺稿(抄)」(『井伏鱒二全集 別巻一』 筑摩書房 一九九九年九月)

(26) 高階秀爾「世紀末の画家「竹久夢二」(『生誕130年記念 竹久夢二 大正ロマンの画家、知られざる素顔』竹久夢二美術

館監修 河出書房新社 二〇一四年一月 所収、初出『三彩』第二四二号 一九六九年 三彩社)

- (27) 「鶏肋集」(『早稲田文学』一九三六年・昭和十一年八月号、『井伏鱒二全集 第六卷』所収)
- (28) 野崎歓『水のおいがるようだ 井伏鱒二のほうへ』(集英社 二〇一八年八月)
- (29) 「青木南八」(『文芸都市』一九二八年・昭和三年五月、同年十一月、『井伏鱒二全集 第一卷』所収)
- (30) 臼井吉見『大正文学史』(筑摩書房 一九六三年七月)
- (31) 長田幹雄「車夫、書生、兵民社のころ」(『竹久夢二文学館 別館 資料編』(日本図書センター 同前)所収、初出『別冊太陽』No.20 平凡社 一九七七年九月)
- (32) 注31の文章から引用(初出雑誌『現代』昭和五年一二月号とある。)

執筆者紹介（目次掲載順）

脇忠幸	人間文化学部
高永茂	広島大学大学院文学研究科
谷口直隆	広島修道大学人文学部
日下部典子	人間文化学部
皿谷陽子	〃
大杉朱美	〃
平伸二	〃
岡崎麻依	福山大学人間科学研究科
山崎理央	人間文化学部
青木（秋枝）美保	〃

紀要編集委員会

村上亮	人間文化学部
福留広大	〃
渡辺浩司	〃

福山大学人間文化学部紀要第 20 卷
令和 2 年 3 月 1 日発行

発行所 福山大学人間文化学部
福山市学園町 1 番地三蔵
〒729-0292 電話 084-936-2111（代）
発行人 福山大学人間文化部長
田中 始男